

荒川教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
梅津教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
佐藤学校調整課首席指導主事兼総括課長、
鈴木学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、
藤澤学校調整課高校改革課長、橋場学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、
小久保学校教育課総括課長、
佐野学校教育課首席指導主事兼義務教育課長
里館学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、
佐藤学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長
荒木田保健体育課首席指導主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
鎌田生涯学習文化財課文化財課長

7 一般傍聴者

4名

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

ア 議案第78号 みちのく岩手観光立県第3期基本計画の策定に関し議決を求める
ことについて

イ 議案第79号 岩手県中小企業振興第2期基本計画の策定に関し議決を求めるこ
とについて

(請願陳情)

ア 受理番号第90号 平成31年度岩手地域最低賃金改正等についての請願

イ 受理番号第91号 2019年度最低賃金引き上げに関する請願

(2) 教育委員会関係審査

(議 案)

議案第64号 岩手県教育振興基本対策審議会条例の一部を改正する条例

(3) 総務部関係審査

(議 案)

議案第22号 岩手県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例

(4) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○城内よしひこ委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。これより本日の
会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

なお、本日は文化スポーツ部関係の議案等の審査はございませんので、文化スポーツ部職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、文化スポーツ部から岩手県スポーツ推進計画の策定についてほか1件について発言を求められております。そのため総務部関係の審査終了後、文化スポーツ部職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第78号みちのく岩手観光立県第3期基本計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○平井参事兼観光課総括課長 議案第78号みちのく岩手観光立県第3期基本計画の策定に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の212ページをお開き願います。計画の策定につきましては、さきの12月議会におきまして、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定により、報告議案として提示させていただいておりますが、その後のパブリックコメントなどを踏まえ、同条例第3条第1項の規定により策定に関する議決を求めるものであります。内容の御説明につきましては、お手元にお配りしております資料に基づき御説明させていただきます。

まず、お手元にございますみちのく岩手観光立県第3期基本計画の策定に関し議決を求めることについての資料をごらんいただきたいと思います。

1の策定の趣旨であります、この計画は、みちのく岩手観光立県基本条例第10条の規定に基づき、観光振興に関する総合的かつ計画的に推進するための目標及び施策等について定めることを目的に策定しようとするものであります。

次に、2の計画案の概要について御説明いたします。(1)の実施期間であります、平成31年度から平成35年度までの5カ年とするものであります。(2)の計画の目標であります、観光産業を地域経済に好循環をもたらす総合産業として確立するとともに、観光消費の拡大を図り、県経済の活性化を目指すこととしております。(3)の観光振興に関する施策であります、計画の目標達成に向けて、県、市町村、観光に係る団体、観光事業者、観光分野以外の関連事業者、県民が互いに連携しながら、ア、観光で稼ぐ地域づくりの推進、イ、質の高い旅行商品の開発・売り込み、ウ、外国人観光客の誘客拡大、エ、売れる観光地をつくる体制の整備促進の四つの取り組みを進めていくこととしております。

次に、3の計画の策定についてであります、県議会の承認をいただいた場合は、速やかに計画を策定し、県民等へ公表することとしております。以上が議決の対象となる基本的な事項の説明となります。

次に、12月議会においてお示ししました計画素案から、今般、お示しいたします計画案への主な変更内容について御説明いたします。お手元にお配りしておりますA4横長の参考資料、みちのく岩手観光立県第3期基本計画(素案⇒案)の主な変更内容という資料を

ごらんいただきたいと思います。資料の左側に計画（素案）について、右側に計画（案）について、変更箇所を下線を付し記載したものであり、備考欄には変更の理由を記載しております。この中の主なものについて御説明いたします。

まず、1 ページの 3 番をごらんください。岩手県商工観光審議会は総合的な商工業及び観光の振興に関する施策の推進に関する重要事項を調査、審議するための諮問機関として設置している審議会でございますが、この審議会や本計画のパブリックコメントなどにおいて、日本人宿泊者の状況でありますとか、外国人宿泊者については、震災前との比較において、全国に比べて伸びが低いという状況などについて詳細に記載したほうがいいとの御意見をいただきましたので、詳しく記載しております。

次に、2 ページの 5 番をごらんいただきたいと思います。岩手観光立県推進会議は商工観光団体等の代表者や有識者等で構成する計画の策定推進などについて検討することを目的として設置されている会議でございます。この会議において、本県観光の強みとして、ユネスコ無形文化遺産に登録された文化遺産のみならず、地域に根差したさまざまな伝統文化を位置づけするべきではないかとの御意見をいただきましたので、追加記載しております。

続きまして、3 ページから 6 ページにかけての 6 番から 8 番の第 3 章の計画の目標という記載でございます。素案では文章で表現していましたが、今般、表で整理したものでございます。なお、素案で設定の考え方について記載しておりますが、こちらについては、10 ページの 18 番にありますとおり、参考資料として後段で整理しております。

恐れ入りますが、6 ページの 9 番にお戻りください。12 月議会の本委員会で御報告した際に、観光で稼ぐという中の稼ぐという表現を用いるのはいかがか、例えば、観光で潤うといった表現を用いるべきではないかとの御意見をいただいております。稼ぐとの表現につきましては、国が策定しております観光立国推進基本計画において、各地域の稼ぐ力を引き出す観光地域づくりに取り組むことが重要であると記載されており、また他県の観光に関する基本計画などにおいても、観光で稼ぐでありますとか、稼げる観光産業の振興などという表現がされていることも踏まえ、観光で稼ぐと表現したところでございますが、いただきました御意見も踏まえまして、第 4 章観光振興に関する施策の 1、観光で稼ぐ地域づくりの推進の冒頭部分に、観光で稼ぎ、観光で潤うと記載し、観光で稼ぐという意味は、観光産業の振興により地域全体が潤うことにつながるということを明確にしたところでございます。

6 ページから 7 ページにかけての 10 番をごらんいただきたいのですが、岩手観光立県推進会議において地域資源を活用し、観光資源としての価値を創造することが重要ではないかとの御意見をいただきましたので、観光資源としての価値の創造と記載を追加しております。

7 ページの 11 番についてでございます。12 月議会の本委員会で御報告した際に、沿岸地域の観光資源である復興祈念公園や三陸鉄道を、沿岸地域の観光振興にしっかりと位置

づけるべきではないかとの御意見をいただきましたので、三陸鉄道等の記載の追加等をしております。

次に、8ページの13番についてでございます。同じく12月議会の本委員会で御報告した際に、外国人観光客の誘客については、ひとくくりで外国人とまとめず、対象市場を明確にして市場ごとに記載することを検討するべきではないかとの御意見をいただきましたので、3の外国人観光客の誘客拡大に、(3)、市場のニーズを踏まえたプロモーションの展開の項目を追加し、市場ごとの取り組みについて記載しております。特に、本年は、ラグビーワールドカップ2019が釜石市で開催されますので、これを契機とした欧米市場からの誘客を推進するため、今後の拡大が期待できる欧米市場等については顧客ニーズ等を把握し、ターゲットに応じた誘客の拡大を図りますとの記載を追加しております。

続きまして、9ページの16番と10ページの17番についてでございます。こちらは計画を推進するに当たり、県、市町村、観光に関係する団体、観光事業者、観光分野以外の関連事業者などと、県民の役割分担を記載しておりますが、16番につきましては、観光関係団体の役割につきまして、県レベル団体の役割、市町村レベルの団体の役割と二つに分けて整理し、記載を追加しております。

10ページの17番につきましては、観光事業者のみならず、さまざまな分野の参画が重要でありますことから、観光分野以外の関連事業者等の役割との記載を追加しております。以上で計画案の説明を終わります。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 何点かお聞きしたいことがあります。12月議会にお話ししたことを踏まえて、8ページの市場ニーズに関して、市場ごとのプロモーションを進めると書いてくださったことは評価をしたいと思います。三陸関係の観光のところで、ジオパーク、DMO、スネカの関係といろいろ書かれていますが、三陸の一体的な観光というものは、ジオパークはジオパークだけではなく、スネカもそういった民俗芸能が伝承されてきたということは、地形などに関連づけて発祥され、伝わってきたといったものを連携していくことが重要ではないかと考えています。外国の方はそういったストーリー性のあるものにすごく興味を持たれていると思います。そういった連携が何となく読み込めないところがあったので、どのようなところで三陸全体の観光振興を一つ一つのコンテンツをつなげていくのかについて書かれているのかをお示ししたいと思います。

○平井参事兼観光課総括課長 さまざまな分野の連携ということでございますが、これは三陸地域に限らず県下全域で、地域ごとに、ハクセル美穂子委員がおっしゃったようなさまざまな分野の連携というのは、まさに今回の計画で一番重要な部分に位置づけております。冊子の計画書の本体26ページをごらんいただきたいと思っております。第4章、観光振興に関する施策、1の観光で稼ぐ地域づくりの推進では観光事業者のみならず、さまざまな主体の方に御参画いただいた観光地づくりを進めていこうという中で、例えば(2)、多様な主体の参画による観光地経営の推進でありますとか、(3)、多様な資源、これは自然

とか文化を含めての話ですけれども、そういうものを資源として価値を創造していく。さらに、27 ページの（４）、幅広い分野との連携による取組は商業工業分野のみならず、農林水産分野、グリーン・ツーリズム、文化、環境などの分野との連携ということで記載しております。

○ハクセル美穂子委員 私の知っている観光事業者からも、コンテンツはたくさんあるけれども、2次交通だけではなくて、ここに行った後に、次はここに行くという関連性があったとしてもおもしろいという話もあり、情報発信もブラッシュアップしながら行い、外国人の観光客の方にさらに岩手県に来ていただくような細かいニーズに対応した対策が必要だと思います。計画が書かれているというのは理解しましたので、ぜひ、これを実行に移すときには、そういったところも気をつけていってほしいと思っています。

それからもう一点、今回観光の消費額を目標として掲げておりますけれども、観光の入り込み客数ではなくて消費額を掲げるとすると、観光消費の額を上げるための施策を書いたほうがいいのではないかと感じています。例えば、入り込み客数は一緒でも、観光消費をどこで使ってもらうかというポイントが書かれていたほうがいいのではないのでしょうか。例えばですけれども、富裕層の方に絞ったオンリーワンの旅行商品を開発していくなどがあれば、その方の観光消費額というのは、1人で来ても、多分10人分とか、何人分かになるかもしれません。でも、そのための整備としては、例えば花巻空港にプライベートジェットが来るような形にするというのは、ちょっと行き過ぎているかもしれませんが、例えば高級感のあるラウンジがあったりということにつながっていくのではないかと思います。実際に観光消費額を上げるための施策はどの辺に書かれており、どう考えられているのかを教えてくださいたいと思います。

○平井参事兼観光課総括課長 観光消費を上げるための取り組みについて、この計画における位置づけといいますか、記載でございますけれども、ハクセル美穂子委員がおっしゃいましたとおり、1人当たりの消費単価を上げていくことを重視しております。計画で申しますと、29 ページの施策の中の2、質の高い旅行商品の開発・売り込みということで、（１）の高付加価値型の旅行商品造成の促進に、消費単価の高いお客様を対象として宿泊と、体験コンテンツなどを組み合わせた高い商品を開発して売り込んでいくことを考えております。

それから、（２）のできるだけ時間を長く滞在し、いろいろな箇所を周遊していただくということで、広域周遊滞在型の旅行商品の促進でありますとか、（３）のように、特に本県の場合、シーズンごとの入り込みや消費が、地域によって大分差がございます。例えば冬は落ちますが、特にインバウンドで、外国人観光客の場合ですと、春の桜のシーズン、秋の紅葉シーズンがピークになって、あとは落ち込むというところがございます。その落ち込んだところの対策としてプロモーションをしていくという取り組みです。

それから、28 ページの先ほどの稼観観光地域づくりの推進の中の（５）でございます。多様なニーズに対応する宿泊施設の受け入れ環境に関する調査・研究は、高級志向などの

多様なニーズ、特に海外の富裕層に対応する宿泊施設の設備でありますとか、観光コンテンツについては、まだまだ世界レベルには達していないということで、調査・研究を進めていこうということで記載しております。

○**ハクセル美穂子委員** 上海との定期便もあり、私たちとは違う感覚でいろいろなことをされる富裕層の方がいらっしゃるというのも上海にお邪魔して実際に感じてきました。そういったところと商工労働観光部の皆さんはコネクションがあると思いますから、モデル的な事業をどんどん進めていただいて、どうすれば来ていただけるのかをやっていただければありがたいと思います。

○**斉藤信委員** 基本的な部分についてお聞きしたいのですが、先ほどの説明で、県議会の議決を経た後、速やかに計画を策定するとなっています。県議会で議決をする中身は何なのかを正確に説明できますか。

○**平井参事兼観光課総括課長** 県議会で議決する内容についてでございますが、条例に定めがございまして、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第3条第1項におきまして、議会の承認の対象とするものを明示しております。本計画においては、議案に記載しております1、策定の趣旨、2、計画の目標、3、観光振興に関する施策、4、推進体制及び5、主要な指標の項目までが議決の対象事項でございます。

○**斉藤信委員** そうすると、基本計画との関係はどうなるのですか。この基本計画そのものが議決されると思っていただければいいのですが、どうなるのですか。

○**平井参事兼観光課総括課長** あくまで条例上の解釈では、先ほど申し上げた議決事項でございますが、それを御審議いただくに当たり、本計画をお示しして御審議いただくという形となっております。

○**斉藤信委員** そうすると議決事項の中身というのは、極めて抽象的だということになりますよね。例えば計画の目標に、観光産業を地域経済に好循環をもたらす総合産業として確立するとともに、観光消費の拡大を図り、県経済の活性化を目指すとあります。これは前の計画と変わらないのです。議決事項で、前の計画と違うところはどこですか。

○**平井参事兼観光課総括課長** 前の計画と照らし合わせておりませんので、後ほど調べて御答弁申し上げます。

○**斉藤信委員** それでは、余りにもお粗末だと思います。議決すべき中身が前回とどこが違うのか。これだけに限定した議決ではないのではないかと思います。そこは議会でもこんな抽象的な議決でいいのかと議論したほうがいいと思います。私は今の説明を聞いて、せっかくこういう素案もつくって、最終案もつくって議決しているときに、議決をする中身が違う、抽象的な項目だけだということは議会でも議論をしていくことが必要ではないかと考えます。

それと、きょうは素案の主な変更内容というのが説明されました。できれば、本文の中で線を引いて、ここが加えられたという説明をしていただきたい。本文だけを見たら離れていてわからないのです。全体の中で何が加筆されたのかという説明を今後はしていただ

きたい。さらに最終の文章になったら線は消してもいいけれども、今最終案を私たちは議論するわけだから、そこに、こういうところが最終的に加筆されました、修正されましたという説明をするようにぜひしていただきたい。教育振興計画はそう願っていて、線を引いたものが出ているのでそういうことでやっていただきたい。

それで、具体的な中身についてお聞きしますけれども、本文の3ページで、国内日本人旅行者の観光消費額は横ばいとなっていますが、私の実感からすると、特に岩手県では国内の旅行者は減少しているのではないかという感じがするのです。旅館、ホテル関係者に聞いても、国内の旅行者は大幅に減って、海外旅行者で何とかそれを補っているのが実態だと現場から聞いているのだけれども、岩手県では、県内、国内の観光客は横ばいなのか、減っているのかを示していただけませんか。

○平井参事兼観光課総括課長 岩手県におきます観光消費額の状況でございます。恐れ入りますが、この計画書11ページをごらんいただきたいと思います。(2)観光消費額、①観光消費額の推移は日本人の観光客の推移でございます。2011年は震災発災によりましてデータがとりづらかったということで空欄となっております。震災前の2010年が1,770億円、そこから2012年、2013年とだんだん落ちておりますが、2017年におきましては1,750億円とほぼ震災前と同じ水準に戻っている状況でございます。

一方、外国人観光客の消費額につきましては、その下のグラフでございます。震災前の2010年から2011年は大きく落ち込みまして、その後は回復して、2017年におきましては、震災前を超える67億円となっております。

○斉藤信委員 2017年で、ほぼ震災前に回復しつつあり、外国人観光客がふえた分、潤っている感じだけれども、どうも旅館、ホテル関係者の実感は、一部はそういう潤っているのはあるけれども、全体とすれば外国人観光客の分がプラスになっているという感じはしないのだけれども、現場感覚としては、全体として国内観光客は回復をして、外国人観光客の分がふえて潤っているということなのか。私は数字のマジックがあるような気がするのですけれども、その辺の実態はどうか。

○平井参事兼観光課総括課長 本計画を策定するに当たり、宿泊事業者の方々からいろいろな御意見、現状をお伺いしています。その中の声で、特に沿岸地域の宿泊事業者の方からは、観光目的ではございませんが、震災直後からの、いわゆる復興事業関係者の宿泊需要があり、その方々も泊まって観光なさるわけですが、そういう意味で観光需要がありました。復興事業が進捗していく中で、そういう方々の宿泊需要が減少してきています。一方、それを補う観光宿泊者が来ているかといえば、なかなか難しい状況であるということで、宿泊事業者の方々からは非常に厳しいお声をいただいております。

○斉藤信委員 データにすれば安心するのだけれども、私が観光地のホテルなどに行った実感とすれば、外国人観光客がふえてもなかなか国内観光客の減少を戻せないという感じを受けていました。そこはデータと実感にずれがあるかと思います。

本文の7ページに加筆された部分ですけれども、観光入り込み客数はおおむね震災前の

水準となっていますが、地域別に見ると沿岸地域の観光入り込み客数は震災前の7割程度の状況で、特に沿岸地域への誘客促進に向けた取り組みが重要になっていると今お話もありました。私もここが大変重要な課題ではないのかと思います。震災直後はホテル、旅館も重大な被害を受け、グループ補助金などを活用し、再建をして、復興特需がありましたから、ほぼ満杯状態で数年間は来ました。ただ、今その復興特需がかなり減少しています。

そして、今の時期は、グループ補助金で再建をして、5年間の返済の猶予が切れ、返済の時期です。この間、NHKの特集番組で有名な旅館の女将の苦闘が報道されていて、私も本当に驚いて、すぐにでも泊まりに行きたいという気になりアクセスしたら恐らくあのテレビを見て宿泊が殺到したのではないかと思うのだけれども、全て埋まっているのです。ただ、あれだけ頑張っていて、ラグビーワールドカップ2019を誘致した女将の旅館でも、これから返済を迎えるというときに、全く対応できないような状況になっている。だから、観光客の確保以前に沿岸のホテル、旅館の関係というのは、まさに今、どう持ちこたえるのかという局面ではないのかと思います。そういった点で、7割程度になっている観光入り込み客数をどう震災前と同数に回復してさらに伸ばすか。同時に、観光業者、特にホテル、旅館関係の復興特需が激減しているといってもいいと思いますけれども、そういう中で、どうやって現局面を持ちこたえさせるのか。その点で、ここに何が書かれて、県としてはどういう対策を講じようとしているかを示してください。

○平井参事兼観光課総括課長 まず、沿岸地域の観光入り込み客数が東日本大震災津波以前の7割ぐらいに落ち込んでいるという状況への本計画におきます対策についてでございますが、計画書の28ページをごらんいただきたいと思います。こちらに、沿岸地域も観光で稼ぐという地域づくりをしていこうということで、(6)震災・復興の伝承にもつながる教育旅行や企業研修旅行誘致ということで、こちらは従前から行っておりますが、教育旅行、企業研修旅行における震災学習のコンテンツを中心に、先ほども申し上げましたように宿泊を伴うような、いろいろな体験型の組み合わせをしながら企業研修旅行、教育旅行を誘致していこうというものです。

それから(7)でございますが、高田松原の復興祈念公園でありますとか東日本大震災津波伝承館という新たなコンテンツでありますとか、それから今月リアス線が開業いたします三陸鉄道で復興地、被災地を見に行くことを組み合わせた復興ツーリズムや、新しく被災地で開発されたコンテンツを体験していくというツーリズムを売っていこうという取り組みでございます。

33ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、直接、宿泊につながる取り組みとは言いがたいところがございますが、(7)のクルーズ船、特に外国のクルーズ船がこれから宮古港、大船渡港に寄港します。例えばですが、お金をたくさん持った外国人のお客様が入ってこられます。その方々にいかに短時間でお金を県内に落としてもらうかというモデル的なツアーも組んでおり、そういった取り組みをしていきたいと考えております。

それから35ページ、4の売れる観光地をつくる体制の整備促進については、(3)三陸

DMOセンターと連携した観光地づくりの推進ということで、三陸DMOセンターにおきましては、特に宿泊を沿岸でもらうために、滞在を長くするようなどというコンテンツが必要であるかというところで、例えば復興応援隊で沿岸に来ていらっしゃる方々でありますとか、若い観光事業者の方々と一緒になって、さまざまなコンテンツの企画の養成をしております。そういう中で、いかに三陸に長く滞在していただく観光をつくっていくかということで、今取り組んでいます。

それから、現在直面している問題についてでございます。26 ページ第 4 章の観光振興に関する施策、1 の観光で稼ぐ地域づくりの推進の（1）、観光事業者の経営力強化と生産性向上にはグループ補助金の問題もでございます。いろいろな経営指導をしているセクションと連携をして経営の改善、強化に取り組んでいくという位置づけで書いております。

○齊藤信委員 2019 年度というのは、観光にとって大変重要な節目の年になるような気がします。ホテル、旅館も復興途上で返済の時期を迎え、まさに経営の危機に直面をしていることが 2019 年の特徴だと思います。

もう一方で、ことしは三陸防災復興プロジェクト 2019、そしてラグビーワールドカップ 2019、さらには 3 月 23 日に三陸鉄道リアス線が全線開通、そして東日本大震災津波伝承館が 9 月に開館します。ある意味、思い切って沿岸、三陸をアピールできるが、これを成功させないと本当に持ちこたえられないというところがあるのではないかと。ここを私はリアルに見てやる必要があると思いますよ。復興特需がなくなって返済の時期を迎えるという中で、テレビでもそうでしたけれども、ラグビーワールドカップ 2019 まで待ってもらおうという話です。そこに向けてどうやって三陸にお客さんを呼ぶのか、そしてそこで一定の定着を図っていくのかという点でいけば、観光にとっての 2019 年は勝負の年です。そういう位置づけで、それなりのことが確かにこの観光基本計画には明記されていると思うけれども、その危機感と新しいチャンスをしっかり結びつけて打開して、いい方向に転換をさせていく年に 2019 年はすると。この観光基本計画にとっても、いわて県民計画にとっても初年度ですが、初年度とは言っていないのです。ここに今後の成否がかかっているぐらいの大事な年になるのではないかという感じはしていますので、ここは部長にお聞きをしたいと思います。

○戸館商工労働観光部長 齊藤信委員の御指摘はもともとでありまして、私どもも全くそういうつもりでおります。

齊藤信委員からお話があった三陸鉄道の移管運営が始まり、三陸防災復興プロジェクト 2019、ラグビーワールドカップ 2019、それから東日本大震災津波伝承館のオープン、さらには高規格道路がかなりのところ整備が完成をして、そういう意味では短時間で移動できる状況ができてまいります。これはチャンスでもあるわけですがけれども、逆に通過される可能性もあるということです。何よりも各地域において、しっかりとした観光コンテンツをつくって、事業者の皆さんが、観光のお客さんが来れば潤うではなく、みずからそれをつかみにいくという姿勢になっていただきたいという意味で、あえて観光で稼ぐという表

現を使っております。そしてその地域に立ち寄られた方が何らかの形で消費をしていただく。自然景観を見て、ただ立ち去ってしまうのでは、観光産業にはなりませんので、しっかりと消費をしていただくような方向に、地域が主体的に取り組んでいくという形をつくりたいという思いをこの計画に込めております。地元調達も含めて、観光にかかわる皆さん方が、観光がみずからの糧になるように我々も市町村、三陸DMOといった関係機関と一体になって取り組んでまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 これですべてにします。本文の 13 ページに、本県来訪者が期待していた内容ということで、第 1 位の自然景観をみること、第 2 位の美味しいものを食べるが突出しているわけです。豊かな自然景観とおいしい食べ物を沿岸はもとより、内陸も含めて、物語にして、あそこに行けばこういう景観もあり、おいしい食べ物もあるという、物語にしていかなければだめだと思うのです。おいしい食べ物は、我々もわかっているのだけれども、ほかの人は三陸のおいしさというのは率直に言ってわかっていません。だから、三陸のおいしさをどういう形でアピールするのか。それぞれの特産品もあるし、特徴もある、それを三陸一体としてどうアピールするか、個々のアピールをどうするか。それと自然景観を目的に来るわけですから、物語というのですか、どういう楽しみ方をさせるのかの工夫が三陸DMOが一番知恵を出すところであり、そういう点を強くお願いしたいと思いますが、ここを聞いて終わります。

○平井参事兼観光課総括課長 特に三陸の食のこれからの売り方の考え方でございますけれども、私どもが特に重視しておりますのは、三陸鉄道が北から南までひとつなぎになります。今までも、例えば三陸駅 - 1 グルメといいまして、三陸駅の各駅ごとに一つポイントになる食をPRしていくということで、三陸鉄道と県が独自ガイドブックをつくったりしております。また、今度は漬け丼でありますとか、漬け膳でありますとか、そういうものも三陸鉄道リアス線が開業した際に、三陸防災復興プロジェクト 2019 の中で売っていかうとしております。

また、斉藤信委員がおっしゃったとおり、ラグビーワールドカップが始まる前から仕掛けをしていこうということで、三陸鉄道を使ったさまざまな企画列車については、昨年のうちにいろいろ企画をいたしまして、この春から、三陸鉄道リアス線が開業したときには、いろいろな企画列車を三陸鉄道と共同で開発していこうということで、特に三陸鉄道を軸にして広く長く三陸を回遊していただき、そして宿泊していただくという形での内容を進めていこうとしております。

先ほど斉藤信委員から御質問がありました議決の関係でございます。前回と今回の議案の議決で主に変わっているところがございますが、2 の計画の目標について、被災地の観光産業の復興加速により沿岸地域経済の活性化を図り、観光による岩手の復興を目指す。それから、もう一つ、本県が有する多彩な観光資源を磨き上げ、来てよかったと思えるような日本一のおもてなしを目指すことにより、県内全体の地域経済の活性化を図るとというのが前回の目標として出しております。それを今回は、先ほど申し上げました観光産業で

稼ぐというところを重視しまして、目標を観光産業、地域経済に好循環をもたらす総合産業として確立するとともに、観光消費の拡大を図り、県経済の活性化を目指し、復興のその先を見据えて、特に三陸地域において観光が地域経済を引っ張っていくというところも踏まえましたが目標に変えております。

それから、3番の観光振興に関する施策は大幅に変更しております、特に（1）の観光で稼ぐ地域づくりの推進というのは、新たに起こしております。

このように、今回は観光で稼ぐ地域経済、特に被災地の復興の先を見据えて、これから観光産業というものは地域経済に好循環をもたらしていくような仕掛けをつくらうというところで計画を策定して、お諮りしております。

○高橋孝眞委員 基本計画は、そのとおりでいいのですけれども、数値を教えてくださいたいと思います。今回、3期目ということですから、1期、2期があったと思いますし、2009年から始まった1期、2014年から始まった2期ということなのかと思います。第1期の際に目標数値をつくったと思うのですが、例えば観光客、延べ日数についてはどのような目標を持っていたのか、そしてどの程度になったのか。それから2期の目標がどうであったか、2期としてどうかという部分の比較を教えてくださいたいと思います。

8ページに、中央エリア、県南、沿岸、県北と分かれているわけでありまして、どの地区が弱いのか、どの地区はどう考えていけばいいのかということも県内全体を考えた場合に整理をしていくと思うのですが、その部分は、どうまとめられているのかを教えてくださいたいと思います。総括は20ページからされているのはそのとおりでありますけれども、今のように目標値に対してどうだったか。例えば数字を見ますと沿岸エリアについては、2012年からふえているわけですが、そのほかのエリアは減っているという状況でもございまして、そういう部分も含めて教えてくださいたいと思います。

○平井参事兼観光課総括課長 観光立県基本計画の1期については、手元に資料がございません。調べて回答いたします。

2期につきましては、今年度が最終年度でございますので、経過という形になりますが、人数、指標につきましては、観光入り込み客数が延べ人数で、平成29年の値まで出ております。平成30年は、取りまとめ中でございます。平成29年の目標延べ人数は2,891万8,000人回でございましたが、平成29年の実績が2,759万4,000人回と、目標を下回っている状況でございます。

また、宿泊者数についても目標がございまして、観光宿泊者数については観光目的の宿泊者の50%以上の施設でございまして、平成29年度の目標は256万7,000人泊でございましたが、実績が232万7,000人泊と、こちらも目標を下回っている状況です。それから、外国人宿泊者数の延べ人数でございまして、平成29年度の目標は7万9,000人泊でございまして、実績は18万3,000人泊と、こちらは目標を大きく上回っている状況であります。

それから、沿岸、内陸、いろいろなエリアの差といいますか、格差といいますか、どのような形で、今回の計画で総括しているかということでございますが、先ほども御答弁申し

上げましたが、特に三陸沿岸地域、それから県北、いわゆる盛岡より北のエリアについて、これからもっと誘客を強化していかなければならないだろうというところで、例えば計画の29ページでございますが、沿岸については、先ほどの斉藤信委員の御質問でお答えしましたとおりでございます。特に県北地域におきましては、28ページの(8)でございますが、北いわての特性を生かした誘客の促進ということで、北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産である御所野遺跡を中心に、さまざまな形で広域周遊型の観光ルートをつくって、そして県北地域にも誘客していくという形で計画に記載しております。

○高橋孝眞委員 今話を聞きますと、そういうきっちりした分析はされていないのではないかという感じがするのです。中身がどうのこうのということではありませんが、3期目というのは、10年間どういう対応をしながらどう来ました、その対応だとこのままでは伸びないよねと、だったとすれば伸ばすためにどうするか、県内全体を伸ばすにはどうするかという部分が数値として必要ではないかと思えます。

先ほど言いましたとおり、5年間の計画を組んだけれども、結果としては伸びていないわけです。こう考えていくと1期目も伸びていなかったのではないかとも思うわけです。逆に言うと結局10年間、どうして出さなかったのかと思うのです。これは8年間分ですかね。10年間は10年間で示しながら、こうやって対応してきたけれども、ここはやっぱり弱いよね、人手が足りなかったら人手を確保しなければいけないよねという部分が足りないのではないかと。目標、計画をつくったからいいとなってしまうのは、どの計画をつくってもおかしいのではないかと思うのです。

そういう意味合いで、計画としてはいいとしても、そういう部分をきっちりともう一回見直しをする必要があると思えます。どこのエリアにしても、県北にしてもどういう問題があるか、課題があるか、やはり宿泊しますといったところで、宿泊できる場所が何ぼあるかとかというのも考えなければいけないわけですし、土日に泊まるのかということも含めて、どの時期にこうやるかということのをきっちりやらないと、年間を通して県北で御所野遺跡がどうのこうのと言ったって、それは難しいわけでありますから、もう少しきめ細かい部分をつくっていく必要があると思うのですけれども、どうでしょうか。

○平井参事兼観光課総括課長 まず、例えばエリアごとでありますとか、それからシーズンごとでありますとか、そういうきめ細かい対応ということは、まさに高橋孝眞委員がおっしゃるとおり、これからこの計画を実行していく上でそこが一番に大事なところと認識しております。

その中で、計画の8ページの入り込み客数でございますが、エリアごとに過去のものに記載しておりますが、震災前に比べまして、県央エリア、県南エリアは、若干であります。ほぼ震災前、もしくはちょっと伸びているという状況ではございます。やはり沿岸、県北エリア、特に沿岸エリアは大きく落ち込んでいるということで、沿岸とか県北エリアの誘客が必要であろうというところではあります。

それから、先ほど御所野遺跡もフルシーズンでのお話がございましたが、先ほどハク

セル美穂子委員の御質問の際に御答弁申し上げましたが、特に岩手県の場合ですと、自然の気候の状況で入り込みが落ち込む時期がございます。そういうところは、閑散期の需要を喚起する取り組みが必要であろうということで、例えば30ページの(3)で、多様なニーズに対応した旅行や閑散期の需要を喚起する旅行商品造成の促進ということで、これも地域ごとによって、それぞれ閑散期の異なるところもございます。スキー場であれば冬のほうがお客さんが来るわけです。そういうところも細かく見ていかなければなりませんので、おっしゃったとおり、もう少し細かく各地域のデータを分析しながら、それに合わせた戦略を立てていく形で進めてまいりたいと考えております。

○高橋孝眞委員 そのようにお願いをしたいと思います。

考え方として、もう一つあると思うのですが、イベントは岩手県の1カ所ですとしてやろうとしているのです。まずは北上市だったら北上市でやればと思うのですけれども、イベントはそのときに合わせてやる。コンサートをやるにしてもジャンルがあるわけですが、そういうものも北上市でやる、花巻市でやる、一関市でやるといったように1日で同時にやるともっとPRできると思うのです。

○郷右近浩委員 奥州とか。

○高橋孝眞委員 奥州も入れてですね。そういう仕組みをつくり、あとはそういう部分を山でやる、安比でやる、1日でやる、2日でやるとか、そういうイベントを考えたほうが宿泊としては伸びるのではないかと思うのです。今ある部分だけではなく、そういう新しいことを考えていくということですから、ぜひ考えていただきたいと思いますが、部長が何か答えたいみたいですから、お願いします。

○戸舘商工労働観光部長 データ的な分析をさらに詳細にという御指摘で、そこは心してやっていきたいと思っております。

あと今イベントの話もございましたが、イベントも地域が主体になってやるようなイベントから、県あるいは大きな場合には国がかかわるような大きなイベントもあるわけですが、そこにかかる労力であったり、コストであったりというものと、どれだけのお客さんを引きつけられるかというイベントの内容というものもあると思いますので、そこは同時期に開催するのがいいのかどうかというあたりは、イベントごとに検討していく必要があると思いますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○高橋孝眞委員 今イベントと言ったので、県がかかわってという部分もそのとおりですし、県が主体的にやるというのもそのとおりなのですが、民間団体に、そのような方法で動かしていくということもまた大事なことだという意味でお話を申し上げましたので、そんな意味合いでのかかわり方で、私はどんどん民間の力をかりるほうがいいのではないかという意味でありますので、お願いをします。終わります。

○城内よしひこ委員長 先ほどの高橋孝眞委員の質問の残りの答弁はできますか。

○平井参事兼観光課総括課長 第1期計画の目標でございますけれども、一つが県外の観光客数で、こちらが平成25年度を目標としておりまして、1,700万人でございます。それ

から、県外宿泊者数については、目標値は延べ310万人泊でございます。それから、外国人観光客数につきましては延べ17万人、それから県外観光客の観光消費額については2,200億円でございます。実績につきましては、現在資料を調査中でございますが、いずれも目標達成は芳しくなかった状況であるという総括をしております、その中で、第2期計画、特に東日本大震災津波で被災した三陸地域の観光復興に重点を置いた第2期計画を設定したところでございます。

○郷右近浩委員 私も計画については、さまざまな形で取り上げられている中で、まずは進めていっていただきたいと思うわけであります。ただ、進めるに当たっての推進体制の部分についてですが、45ページのみちのく岩手観光立県基本条例の第12条に、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするといった記述があり、またさらに、きょういただいたプリントの説明資料で、観光振興に関する施策として、計画の目標達成に向けて、県、市町村、観光に関係する団体、観光事業者、観光分野以外の関連事業者、県民がお互いに連携しながらという記載になっているわけであります。

ただその中で、特にこの資料を読んでいると、DMOという名前がよく出てくる。もちろん三陸DMOセンターを初めそうしたDMOとのかかわりが、それぞれ先ほど読み上げた施策を進めていく中に入ってくるという形の認識はするわけであります。ただそこをどのような形、イメージで進めていくかというのは、第1期、第2期とやってきて、これから第3期をいろいろな形で進めていく中で、これからの観光というのは県内周遊であったり、それぞれの市町村がそれぞれ単独でというよりも、全体がうまくきっちりと組み合わせつつある中で、岩手というものを売り込んでいくとすると、県がコントロールタワーになってやらなければならないだろうと。

ただ、それを進めていくに当たって、毎月といったらあれですけれども、例えば四半期ごとになりさまざまな関係団体と一緒にやって会議をしながら、現状はどのようになっているかとか、それを今度はどう進めていくかとか、そのような形が必要になってくるのではないかと思います。ここに施策として書いてある、例えば質の高い旅行商品の造成であったりといったものというのは、一番最初にやってみて、ではそれをローリングするなりという形でないと、しっかりとニーズを捉えながら進めていくことになり得ないのではないかと思います。そこら辺の体制はどのような形で推進していくことになるのかお知らせください。

○平井参事兼観光課総括課長 推進体制についてでございます。推進体制ということできっちりとこの計画に書き込んでいるものではございませんが、31ページの(7)で、観光キャンペーンなどによる誘客活動の推進で、県、市町村、観光事業者、関係団体等の幅広い分野の関係者と連携したオール岩手による観光キャンペーンという中で、このキャンペーンを実施する主体として、岩手県観光キャンペーン推進協議会という組織を設けております。こちらには、県、市町村、観光関係団体、企業、金融機関、マスコミ、さまざまな分野の方々に参画していただいております。またそのキャンペーン推進協議会の中に、イ

ンバウンド推進部会、DMO推進部会という二つの部会を設けています。こちらにも民間の事業者でありますとか市町村に入らせていただいております、その中で特に部会で極めて実務的な取り組みをしていこうということで、計画もしくは事業計画を立てる、そういう計画的なレベルではなく、実務的なレベルで集まって、先ほど委員もおっしゃいましたが、例えば海外に売り込む場合でも、ばらばらに売り込んでいってはいけませんので、それを情報交換しながらまとめて、例えば今回は台湾にセールスに行きましょうでありますとか、逆に向こうの旅行会社を招請する場合も1カ所に呼ぶのではなくて、広域に回っていただくように皆さんで連携してやっていきたいと思いますというような実務レベルの調整を、協議会の組織体を利用いたしまして推進しております。今後におきましても、これからは各地域にDMOがどんどんできてきます。DMOには自分たちの観光地を、いかに観光を切り口に経済を回していくような、そういう観光コンテンツをどうつくっていくかというものを主に取り組んでいただきますが、それをつなぐ役といたしまして、キャンペーン推進協議会という組織を中心に、それをつなげていくようなルートを実務レベルで実際につくっていくという活動を、この計画の中でしていくという形で考えております。

○郷右近浩委員 わかりました。県としても一緒になって目標値をつくったりとか、そうした中でしっかりと前に前に進めていくということで、日ごろから取り組んでいただいているということと認識しております。しかしながらその部分について、県内各市町村であったり、いろんなところにDMOができてくるわけでありましてけれども、どうしても発信力が弱いところであったり、また取り組み自体が弱いところがあったりしますので、そうしたことがないようにしながら、県全体としてぜひ一緒になって進んでいけるような、盛り上げていけるような、一つより二つ、三つのほうがという形で、しっかりと県の魅力をさらに花開かせながらという感じで進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第79号岩手県中小企業振興第2期基本計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷経営支援課総括課長 議案第 79 号岩手県中小企業振興第 2 期基本計画の策定に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 216 ページをお開き願います。この計画につきましては、さきの 12 月議会に県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第 4 条の規定により、報告議案として提出し、その後、地域説明会や外部委員会等での意見聴取を踏まえ、本委員会において当条例第 3 条第 1 項の規定により策定に関する議決を説明しようとするものでございます。なお、説明は便宜お手元にお配りしております資料に基づき説明をいたします。初めに、A 4 縦 1 枚の資料をごらんいただきたいと思ひます。

まず、1、策定の趣旨についてであります、この計画は中小企業振興条例第 12 条の規定により中小企業の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性等について定めることを目的に策定しようとするものでございます。

次に、2、計画案の概要について御説明いたします。（1）、実施期間であります、平成 31 年度から平成 34 年度までの 4 カ年とするものでございます。

（2）、計画の目標についてであります、今から申し上げる姿をこの計画の目指す姿としております。ア、県内の中小企業が付加価値の高い商品やサービスをつくり出すことにより企業としての魅力を高めていること。イ、県内の中小企業が働きやすい環境を整備し、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を提供していること。ウ、県民を初め県外の消費者にも県内中小企業が提供する商品やサービスについての共感が得られ、利用が進んでいること。エ、今申し上げました取り組みにより県内中小企業の事業活動が活発に展開され、持続可能で活力ある循環型の地域経済の振興が図られていることとでございます。

次に、（3）、中小企業の振興に関する施策についてであります、計画の推進に向けて、国、市町村、産業支援機関、大学及び試験研究機関等とも適切に連携しながら、ア、事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実から、コの消費の促進等まで中小企業振興条例に基づく 10 の取り組みを進めていくこととしております。

今後、県議会の議決をいただいた後、3 月中に県民等へ公表する予定としております。

以上、概要を説明いたしましたが、議案に記載の、1、策定の趣旨から 5 の主要な指標の項目までの議決の対象事項となる基本的事項の御説明となります。

次に、計画素案から計画案への主な変更内容について御説明したいと思ひます。A 4 横のとじた参考資料と右上に書いた資料をごらんいただきたいと思ひます。資料左側には計画素案について、右側には計画案について、変更箇所には下線を付してあります。備考欄には変更の内容について記載してあります。それでは、主なものについて御説明をさせていただきます。

初めに、1 ページの 3 番をごらんいただきたいと思ひます。再開した事業所の割合につきまして、商工会、商工会議所からの聞き取り結果について、新たに下線のとおり追加をしております。

次に、2 ページをお願いいたします。第 2 章の本県の中小企業・小規模企業者の現状に

ついて（８）として、官公需契約件数の状況を新たに追加しております。こちらは、後ほど説明します指標の設定に伴う状況を追加したものでございます。

次に、８ページをお願いいたします。８ページには、中小企業団体中央会の取り組み状況につきまして新たに追加をしております。こちらの案では、商工会議所と商工会の取り組み状況はあったのですが、中央会の実施状況がなかったことから、新たに追加したものになります。

続いて、１１ページをお願いいたします。１１ページから１２ページにかけては、本県の中小企業・小規模企業者の課題を記載しております。４番にそれぞれの課題ごとに、（１）から課題について記述を追加記載しております。（１）、（２）、（３）、（４）と、それぞれポツを一つずつふやして課題を追加記載しております。

次に、１３ページをお願いいたします。第３章、目指す姿及び推進する施策についてでございます。２３番は、目標を新たに行うということですし、２４番では前回の１２月議会の際には別途調整中ということでしたが、今回指標を設定しております。四つの指標を設定しております。初めに、目指す姿①の企業の魅力向上におきましては、県内中小企業の魅力向上を目指し、付加価値の高い商品やサービスがつくり出されるよう従業者１人当たりの付加価値額について設定をいたしました。

次に、目指す姿②の働きやすい環境につきましては、県内中小企業の働きやすい環境を目指し、仕事と生活の調和が図られ、また、県内での就職率が高まるよう、総実労働時間及び高卒者の県内就職率について設定いたしました。

次に、１４ページをお願いいたします。目指す姿③の利用の促進につきましては、中小企業の商品やサービスの利用促進を目指し、県において中小企業者の受注機会の確保に努めるよう、県の官公需契約件数に占める中小企業との契約件数の割合について設定しようとするものでございます。

最後、１５ページをお願いいたします。２５番、推進する施策、２６番、広域振興圏における主な取り組みに関して略となっておりますが、後ほど本体で確認をお願いしたいと思いますが、こちらの記載については、いわて県民計画第１期アクションプランの政策推進プラン、復興推進プラン及び地域振興プランの記載内容を踏まえて掲載をしております。以上が計画案の説明でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 計画を読ませていただきましたけれども、最後の項目の利用の促進、県内中小企業の企業者の官公需の契約というか、受注機会の確保に努めるというふうを目指す姿を設定していらっしゃるけれども、具体的に受注機会確保に向けた取り組みとはどういうものを今までやっていて、これからはどういったことをやられるかという点についてを教えてくださいたいと思います。

○熊谷経営支援課総括課長 官公需につきましては、中小企業庁が官公需法に基づきまして、毎年各地方公共団体、県、政令指定都市等に調査を行い、結果を取りまとめ、公表し

ております。本県でもこの調査を活用して、部局ごとの全庁の中小企業向け契約実績を取りまとめまして、その結果を全庁的に通知することで中小企業者の受注機会のさらなる増大を図ろうという取り組みをしております。

契約でいきますと、物件、工事、役務といった調達の手法があるわけですが、その契約件数や金額を集計したものでございまして、今回計画に記載しているところでは、本体の20ページに契約件数に占める状況を、今回新たに記載しております。平成29年度で県の調達総件数は9万8,147件、そのうち中小企業向けの契約件数は8万7,476件ということで、件数の比率でいうと89.1%になっております。

これまで平成23年度からの状況は、下の表にありますとおりですが、おおむね90%前後で来ておりますので、今回、消費の促進の観点から県が率先して中小企業への調達をふやすということから、官公需の契約件数の割合について指標として設定したものでございます。具体的には、計画書本体の38ページの、先ほどの四つの指標を追加設定しましたという部分の③の利用の促進の目指す姿指標として、2020年度までに91.5%という目標を掲げて来年度取り組んでいきたいと思っております。

○**ハクセル美穂子委員** 確認ですけれども、これは県内の市町村の取り組みにどう波及させていくかというのは県の計画だから入れられないというものなのか、それとも今後考えていくのかを教えてください。

○**熊谷経営支援課総括課長** 工事等においては、地元優先発注ですとか、分離して県内優先発注といったルールがありまして、それは県土整備部から市町村への通知において、県内の優先発注をするという方針でやっていると思います。ここにおきましても出納局ですとか、入札であれば総務部といった関係部局と連携しながら市町村も含めて、中小企業への発注を行っていくように機会あるごとにお話ししてやっていきたいと考えています。

○**ハクセル美穂子委員** 私がこの質問をさせていただいたのは、私も小さな会社を経営していますけれども、官公庁の契約をとるとというのは、一番最初にとる段階が一番難しく、1回実績があると2回目も3回目となるのですが、最初の実績を得るときに、特にサービス系とか委託といった事業のときに、もともと実績があるのですかというのを見られてしまうのです。そうするとゼロからスタートしていった企業だと、民間での実績はあるのですけれども、チャンスをくださった市町村がなければ、ずっと官公庁のそういった契約がなかなかとれない状況になると。本当に中小企業者の受注機会を拡大するというのであれば、これは今後の研究課題として考えていただきたいのです。例えば、アメリカだとすると、マイノリティの人に官公庁は必ず25%は契約の機会を与えるというルールがあったりするのです。マイノリティというのは、例えばユダヤ人、黒人、女性で、そういったルールがあって、その分については受注契約をそういった方とするというルールをしいている州もあります。例えばですが、希望枠というかチャレンジ枠みたいなものがあるって、県がその会社の経営状況などをきちんと把握した上で、とれるのではないかという可能性のあるところに発注をするといった制度があれば、今は受注していないけれども、今後伸び

ていくであろう中小企業の中では、そういった最初の実績をとれるという可能性もふえてくるのではないかと考えるので、そういった取り組みも今後研究していただきたいと思うのですが、そういったところはどうか考えていらっしゃるでしょうか。

○熊谷経営支援課総括課長 今ハクセル美穂子委員からお話がありましたけれども、原則は可能な案件はできるだけ中小企業あるいは地元が発注するというのは、工事でも物件でも役務でも同じだと思いますので、他県のいろいろな状況、国の状況も踏まえながら工夫していく必要があると思います。

官公需適格組合というのがありまして、今お話があったとおり、小規模零細事業者が県の仕事をやる、市町村の仕事をやるということにハードルが高い場合には協同組合を組織して、そこで入札参加資格を得るような制度があります。例えばコンクリート組合、ビル管理組合、自動車整備組合といった組織化をすることで官公庁、県や市町村の入札に参加していくといった既存の制度がありますので、そういった面でも官公需適格組合について、引き続き県としても育成支援をしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 先ほども聞きました、議決の中身なのですけれども、議案第 79 号の策定趣旨のところ策定する基本計画等岩手県中小企業振興第 2 期基本計画とあるのです。そして、実施期間、計画の目標、中小企業の振興に関する施策の方法と出ていますが、策定する基本計画だと、こうなっているのです。そうするとこの基本計画自身が議決事項にならないのかをまずお聞きします。

○熊谷経営支援課総括課長 先ほどの観光の部分と一緒にすけれども、この条例は県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例の第 3 条第 1 項に基づいて議会の議決を得ようとしておりますが、その際の対象となる部分については、1 として本計画等の推進に係る基本構想に関する事。二つ目として、本計画等の実施期間に関する事。3 番目として、基本計画等の実施に関する主要な目標のうち、県政の推進上特に重要と認められるものに関する事。4 番として、前 3 号に掲げるもののほか、基本計画等の実施に関し必要な政策又は施策の主要な実施方法の概要に係る部分とされております。

議案で出ている項目について、先ほどの議案第 78 号もそうですけれども、その前の議案 77 号に県民計画の議案が出ていると思いますが、同じような体裁で出ているところがございます。なお、配付している計画本体の案については、参考的に議決に必要なものだと思いますけれども、一言一句中身までの議決対象ではないと思います。

○斉藤信委員 いわて県民計画は、長期ビジョンそのものが議決事項でした。アクションプランは議決にならなかった。だから長期計画そのものが議決事項だったのです。例えば議案第 79 号にも策定の趣旨、策定する基本計画と明記されているわけです。岩手県中小企業振興第 2 期基本計画と明記されているわけだから、これは県条例とのかかわりで少し議論を精査していく必要があると。この議案を見ても、策定する計画というのは基本計画と書かれているからね。そこらは、県議会のレベルでも議論していく必要があると思います。

それで、最初に聞きますけれども、前回の第 1 期基本計画と、今回の皆さんが提案して

いる議決の案で、どの点が変更されているのか示してください。

○熊谷経営支援課総括課長 第1期計画との相違点でございます。まず、計画期間については、1期の計画では平成28年度から平成30年度の3カ年計画でありましたが、今回は、いわて県民計画と整合性を図るために4年計画となっております。それと議案でいいますと、主要な指標の欄の目指す姿で、今回は循環型の地域経済という、循環型という文言が入っている部分、それと設定する指標につきまして、今回は四つ設定しておりますが、前回は産業分野に二つ設定しております、産業分野における就業者1人当たりの県内総生産を1期では指標にしておりました。

それと新卒者の県内就職率を設定しておりましたが、今回は従業者1人当たりの付加価値額、総実労働時間、高卒者の県内就職率、官公需の中小企業の契約件数の割合という四つを設定したところが違いになります。

○斉藤信委員 私は、この議決事項に基づいて聞いたのだけれども、今の四つは基本計画の中身の話ですね。例えば、計画の目標、中小企業の振興に関する施策の方向で変更になったのはどういうものがありますか。

○熊谷経営支援課総括課長 失礼いたしました。議案の3番の振興に関する施策の方向は、中小企業振興条例に基づいておりますので、項目的には変更がないものでございます。

○斉藤信委員 だとすれば、内容そのものと同じだということでは議決する意味がないので、やっぱり基本計画そのものを議決事項にしないと。これは検討事項にしてください。

それでは基本計画の中身に入ります。本文の3ページ、我が国及び本県経済の状況についてということで、我が国の経済の最近の動向について、いざなぎ景気を超えているとなっていますね。そして、堅調な世界経済を背景に企業収益は過去最高水準となりとなっているのだけれども、一番新しい景気動向指数ではマイナスになっているのです。だから、景気はもう下降局面に入ったのではないかとという政府の景気動向指数の発表があるのです。

そして、もう一つは、世界経済も米中貿易戦争で不安定化していると。ことしに入ってから経済情勢はかなり深刻な変化といたしますか、動向にあり、世界経済も今は後退局面に入っているというのが一番新しい経済動向の特徴だと思うので、これ再度策定するときには、今のそういう動向の正確な記述にしていきたいと。

それで、3ページの下のところ、先ほど説明があったのだけれども、東日本大震災津波の被害の状況で、岩手県の被災事業所復興状況調査では、再開及び一部再開は83.9%になっているのだけれども、米印のところでの商工会、商工会議所の聞き取り調査によれば70.6%です。商工会、商工会議所の聞き取り調査のほうが実態に近いのではないかと。そして13%も違うわけですよ、13%も違うと評価が違ってくる。だから、米印で書いてはいるのだけれども、被災事業所復興状況調査というのは、同じ事業者をずっと調査しているのだけれども、対象事業者が少なく狭いのではないかと思います。商工会、商工会議所の会員の調査は、年に数回やられて、再開した事業者は減ってきており、それで70.6%にな

っているのです。だから、そういう意味でいけば、米印で記述したほうが実態に近いものになっているのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○熊谷経営支援課総括課長 3ページの記載につきまして、米印で入れた部分については、商工会、商工会議所の会員の部分の記載状況について定期的に確認しております、廃業者がふえる分、ここの事業所の割合にも影響していくということで、経年でとる分にはそこが難点な部分がありますが、現時点で、実際に再開、営業継続している事業者の割合としては正確だと思っております。

一方、復興局の調査は、アンケート調査によりまして広く被災事業者について聞き取りしたものでありますので、どちらにも一長一短があるのかと思っていて、今回は両方併記することにいたしましたので、御了解をいただければと思います。

○斉藤信委員 83.9%と70.6%となると評価が違ってくる。一度再開したけれども、その後廃業したものも商工会、商工会議所の調査では反映しているのです。だから、70.6%というのが実態に近い調査ではないのかと。そして、この商工会、商工会議所の会員事業所の被害状況は市町村別に出ているのです。これを見ると、例えば陸前高田市は営業再開、継続というのが53.5%なのです。被害の大きい大槌町は54.3%、山田町は56.5%、釜石市は65.8%で、被害が大きいところほど4割以上の事業者が廃業もしくは休業になっていきます。そういう意味でいけば、私はそこらの正確な表現というのは、最後のところで少し研究をしていただけないかと思います。

次に、先ほども議論になった官公需ですけれども、20ページには平成23年度は92.5%、平成29年度が89.1%。そして38ページには4年後の目標が91.5%とあるのです。そうすると、平成23年度より低い目標になってしまうのです。私は、これもいかがなものかと。20ページを見ると、91.5%は平成23年度の実績でもあり、平成23年度はもっと高かったということになれば、平成23年度より低い目標を4年後も掲げるのは、目標としていかがかと思います。いかがですか。

○熊谷経営支援課総括課長 官公需の年度別の目標値については、計画の38ページにありますとおり、近年で最も高いということで、2015年度の91.5%を目指すということにしております。その理由としては、確かに平成23年度は92.5%ではありましたが、震災直後でイレギュラーな部分の発注がかなり多い時期でもありましたので、そこを除外して最も高い91.5%であった2015年を採用して設定しております。復興の部分の影響も工事とかが大きいので、どうなっていくかはわかりませんが、2015年ベースを何とか目標にするという考え方でございます。

○斉藤信委員 平成27年の91.5%を目標にするというのは、私はいささか消極的ではないのかと。官公需の割合だけでも、例えば1%で受注額がどのくらい違いますか。

○熊谷経営支援課総括課長 今回の平成29年度の89.1%の分で見ますと、官公需の総額が1,811億円余になっております。そのうち中小企業向けの契約実績が1,449億円余となっておりますので、この1%がその相当額になるのだと思います。

○**斉藤信委員** 恐らく震災後のほうが大型の発注が多かったと思うのです。私は、これから平常に戻ろうとすれば、中小企業発注比率は高まって当然だと思います。そのときに、平成 27 年度の 91.5%を基準にするのはやっぱり消極的で、官公需の受注割合をふやそうというのだったら、平成 23 年度が 92.5%ですから、せめて 92%にするとかを目標にするというのが、官公需を引き上げるという目標になるのではないかと。これも要検討してください。平成 23 年度より低いということでもいいのか。そして、これから平常の発注になれば、中小企業発注の比率は高められるのではないかと私は思うので、最後のところで問題提起をしておきます。

それと 22 ページで、県内企業倒産件数 29 件で、倒産件数は少ないのだけれども、休業、廃業が数倍にふえているのが今の特徴なのです。だから、倒産件数が減っているから景気がいいかというところではなくて、倒産に至らないまでに廃業、休業してしまう。これが数倍にふえていると。全体とすれば廃業、倒産は増加しているということが現状ではないかと思えますけれども、その実態がわかるでしょうか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 今、斉藤信委員からお話があったとおり、倒産の件数は全国的にも大変低い水準で推移しておりますが、その要因の一つとしては、金融機関等が柔軟な対応をしているということで、倒産には至らない案件が多いのではないかとことも言われております。

廃業の推移については、計画本体の 10、11 ページをお開きいただきたいのですが、開業の率と廃業の率を全国平均と県平均で比べています。これは率になり、全国的にもそうですけれども、開業の割合よりも廃業の割合が多い状況ですので、今後の取り組みとしては、いかに起業・創業をふやし、廃業を考えていらっしゃる方にも、本当は継続したいという方には事業承継の部分をやすることで、この辺の率を少し差を縮める、あるいは開業率を高めるといった取り組みが 2 期計画では重要と考えております。

○**斉藤信委員** 恐らく廃業と倒産を合わせると、私は決して景気がいいという実態にはならないのではないかと思います。

戻りますけれども、14 ページの業種別の県内総生産で、建設業は 2,825 億円から 6,930 億円で、復興需要で大変な増加をしたと。一方で、製造業は 7,195 億円から 6,653 億円で 542 億円減少していると。これを取り戻せないでいるわけだけれども、この製造業の現状というのはなぜ取り戻せないでいるのか。この要因は何でしょうか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 計画の 14 ページをごらんいただきたいと思います。今お話がありましたとおり、建設業については 4,100 億円余増加し、震災発生後の平成 23 年度から急激に増加しているところです。その下に、一方ということで書いてありますが、製造業については、平成 20 年度 7,195 億円から、平成 27 年度 6,653 億円に 542 億円減少しているということで、その大きな要因としては平成 20 年に発生したリーマンショックの世界同時不況、あるいは平成 23 年の東日本大震災の影響が見られると分析をしております。それが今になってもまだ、その以前よりも回復していないという状況にあると考えておりま

す。

○**斉藤信委員** 自動車産業は全体としては好調で、半導体関係も東芝メモリなど、そういう新たな進出があって、これから5,000人規模で雇用が拡大するという話に議会ではなっているわけです。そうすると、製造業はどの分野が震災の影響を含めて回復されていないのかということがわかれば示してください。

○**伊藤特命参事兼ものづくり産業振興課長** 製造業の分野別の影響の大きいところという質問ですが、調べまして後ほどお答えします。

○**斉藤信委員** では、進みますけれども、23ページには大震災津波からの復興の取り組み状況が明記をされております。グループ補助金については、交付決定状況の表が出ているのですけれども、191グループで890億円とありますが、グループでなくてリアリズムとして、何社というのがないとだめだと思います。千五百何社でしたね、そこをどれだけの事業体がグループ補助金の対象になったのかということをも明記すべきだと。これは予算特別委員会でも議論がありましたけれども、先ほども私は観光のところでもお話ししたのだけれども、グループ補助金を活用して再建した事業者が今返済の時期に入ってきているのです。議会の議論では、高度化資金を活用したところについては条件変更、あとは倒産の話もありました。金融機関から借りたところも含めて、その状況がわからないのか。既に返済の時期に入っている事業者、あとはグループ補助金を使ったけれども、倒産してしまった、また条件変更して金融の対策をとっているというところの全体像はわからないのでしょうか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 金融機関のみの債務を持っている方については、残念ながら経営情報であり、承知しておりませんが、高度化スキームの貸し付けを受けていて、条件変更をされている方で、他の金融機関にも債務があるという方については、産業振興センターが高度化スキームを担当しておりますが、その条件変更の中で、金融機関とも一緒になってバンクミーティングと言われるミーティングを開きながら、その社の全体の債務についてどうしていくかという議論をしながら条件変更について検討しております。件数的な、金融機関の部分の条件変更については承知しておりません。

○**斉藤信委員** ここで公にできるかどうかは別にして、金融機関といろいろな議論をしているわけだから、全体像を県として把握すべきだと思います。高度化資金を利用しているのは意外と少なく、何分の1ですよ。高度化資金というのは保証人がいれば無利子で借りられる一番有利な資金だけれども、何でこれがもっと活用されなかったのか、実績を含めて改めて示してください。

○**熊谷経営支援課総括課長** 全体のグループ補助金の事業者は1,525社ほどいるわけですが、そのうちの高度化スキームで貸し付けを受けた方は341社でありますので、単純に割合でいうと22%ぐらいになります。それ以外の方たちは、自分の自己資金、預貯金あるいは金融機関等から借り入れて対応していると思います。グループ補助金も大きい工場とかの建設であれば数億円でありますけれども、そうでない修繕とか、小規模事業者の小額の

グループ補助金の利用もあります。そういった場合は、数万円とかの単位で借りておりますので、その場合の自己資金については、借金をするよりそのまま払ってしまうという方も多いのではないかと考えております。

○**斉藤信委員** 被災事業者は工場が壊滅して、借金をして再建するわけだからそんな単純な話ではないと思います。問題があるとすれば、恐らく前の借金が残っているので、その付き合いで金融機関から引き続き借りるということが一番考えられます。高度化資金というのは、中小企業にしてみれば一番利用しやすいし、できるならそれを活用したいものだと思います。ただ 22%ですから、あとの 8割近くは民間金融機関ということになれば、全体の状況がわからない。ただ、言えるのはグループ補助金を活用して 5年間の猶予が切れつつあるというのが現状ですから、金融機関と意見交換、情報交換をしてください。被災して工場が壊滅的被害を受けて、なおかつ、恐らくローンや借金も抱えたままですら新たに再建しているというのがほとんどのところだと思います。

そういうところについて、NHKで水産加工業者の社長の苦勞を紹介していましたけれども、私はああいう状況だと思います。だから、そのときに今までの金融対策と同じように対応したら、ばたばたとつぶれていくと。だから復興途上、これは地域の復興にかかわる課題ということで、金融機関と一緒に最大限支援をして地域経済を、そして雇用を支えていくという意味で大変大事な局面にあるのではないかと。その点では、ぜひ民間金融機関との情報交換をして、そういう立場の被災事業者に対する支援をしないと、持ちこたえられない事業者がどんどん出かねないという、そこはぜひそういう認識でしっかり現状を把握して対応していただきたい。いかがですか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 今お話のあったとおり、我々も大変危機感を持ちながら業務を進めております。新年度からは、沿岸広域振興局管内の宮古市、釜石市、大船渡市に復興企業支援員という方を合計で 3名置きまして、グループ補助金活用事業者を定期訪問しながら、特に経営の厳しい企業については金融関係につないだり、販路開拓につないだりするような役割を担っていただこうと考えておりますので、グループ補助金で本設再開後のフォローアップについて取り組みを強化してまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** 私は沿岸に 3名の中小企業支援員を配置するというのは積極的なことだと思います。同時に、今まで商工会議所や商工会に経営指導員を配置してきたわけですが、これが大変大きな役割を果たしてきたのです。私は県の商工会にも話をお聞きし、つい先日陸前高田市の商工会にも行ってきました。そういう経営支援員というか、指導員は本当にきめ細かにグループ補助金の申請から、その後の経営再建計画から緻密にやってきたと。事業者の再建というのは、まさに正念場にかかっていると。このときに商工会、商工会議所の経営の支援員、指導員を強化することはあっても、減らすことはあってはならないと思います。岩泉町の関係も引き上げられるという話を聞いているのだけれども、商工団体への経営指導員の配置はどうなっているのか。私は、今拡充するべきだと思いますけれども、現状と対策を含めて示してください。

○熊谷経営支援課総括課長 商工会議所、商工会の経営指導員を初めとした職員については、県の小規模事業経営支援事業費で、来年度 13 億円余の予算を計上しております。今回いろいろ見直しをしております、伴走型支援を強化するために従来商工会、商工会議所には経営指導員のほかに補助員と記帳専任職員という職員がおりまして、税務指導とか会計の記帳指導を主にしていたわけです。現行の実態はその人たちも既に伴走型支援に回っているということで、新年度から経営指導員に加えて経営支援員という職をつくりまして、補助員と記帳専任職員を経営支援員という職に改めて、伴走型支援を強化しようとしているところでございます。

各商工会、商工会議所への配置人数については、小規模事業者の管内の数に基づいて行っております。その数が減少傾向にある中で、いかに体制を維持していくかというところで商工会、商工会議所と何回も協議を進めながら検討しております、おおむね平成 30 年度、平成 31 年度と同様の体制維持ができるように工夫をしているところでございます。小さい商工会においては、経営指導員が 1 人であって大変な状況でありますので、広域で見ると、商工会複数を見る経営指導員を置くなど、創意工夫を重ねながら伴走型支援の強化を図りたいと考えております。

○高橋孝眞委員 数字上のことですが、13 ページの目指す姿というところの企業の魅力向上の目標値について、現状と目標値、それから 1 期での計画、当初と計画値との差はどうか。

それから、付加価値の額もついて書いてあるのですけれども、従業員数といいますか、分母と分子の数字について教えていただきたいと思います。

それから、この計画の中で、新規に起業する部分はどの程度見込んでいるのか。27 ページの中に起業マインドの醸成とあります。新規起業はどう見込みながらやっているか。私の友達も Uターンで帰ってきました、土地改良事業の設計を遠くのほうからも受けてやります。もう一人は、東京の企業のコマーシャルを受託してやっている方もありまして、今の部分で言うと新たな起業というのはそういう部分が多くなるのかなと思うわけです。そういう部分をどう見込まれているのか。

それから、今回、東芝メモリが来るわけです。東芝メモリは大企業ですから、それに伴って、各社がかなり北上市に進出したいということで、希望がいっぱいある。それから決まっているのもあると話をされていますが、それは全て大企業ではないと思うのです。その方々については、この計画の中ではどう見込まれているのか、そういう部分について教えていただければと思います。

もう一つは、67 ページから農林水産業の関係があります。農林水産業の中で、6 次産業化の販売額がありますけれども、農業の 6 次産業化は非常に難しいと思っております、農林水産部だけでは、多分金額はふえないのだらうと思います。別個の部分、商工労働観光部のほうで一生懸命やってもらう必要性は私はあるのだなと思います。ここに数字的にも大きな金額を出していますけれども、これは第 1 期計画の際にどういう経過を踏んで、

実績はどうだったかについて示していただければと思います。以上4点ほどお願いをいたします。

○熊谷経営支援課総括課長 初めに、主要な指標を設定しました従業員1人当たりの付加価値額についてでございます。従業員1人当たりの付加価値額は、企業活動基本調査という調査で1年間におけます営業利益、減価償却費、給与総額、福利厚生費等の合計でございます。それを従業員の数で割ったという額になりますが、今回1期計画では1人当たりの県内総生産を指標にしていたのを2期計画から付加価値額に変更しております。

理由としては、中小企業小規模事業者の生産性の向上等の取り組みに当たっては、付加価値額のほうが適当だろうということでもありますけれども、企業の利益、投資をふやして、従業員の給料をふやすというのが付加価値額でありますので、そういう意味から県内総生産から付加価値額に指標を変えたところでもあります。

ちなみに、1期の実績ということでありましたけれども、平成29年度の従業員1人当たりの県内総生産の指標になりますけれども、達成度はAになっております。具体には750万1,000円の目標に対して757万7,000円ということで、目標達成のAという評価をしております。今回の付加価値額については新たに設定した指標ということになります。

起業・創業のお話がありました。計画のページでいうと45ページをお開きいただきたいと思っております。起業・創業につきましては、2期計画で重点取組事項を四つ挙げましたが、そのうちの一つとして、重点的に取り組もうとしております。45ページのCにありますとおり、若者を初めとする起業家や後継者の育成による経営人材の確保というところで掲げておりますが、その指標については商工指導団体の創業の指導回数と、起業家育成資金という起業向けの育成資金の貸し付けがあるのですが、その件数を指標にしております。何人の起業家を見込むかというあたりは、並行して開業率、起業率で把握をしていきたいと考えております。

それと新年度事業で、新聞にも先日出たとおり、U・Iターンの起業の方へ移住支援金を加算して補助するというのが新年度予算にあります。それについては、今の時点では5名ぐらいを想定した予算を計上しております。

○菊池産業経済交流課総括課長 御質問の中で6次産業化の支援の話、商工労働観光部でというお話がございました件ですが、6次産業化は農業者、第1次産業の方が主体で、それから私どもで農商工連携という取り組みをしております、こちらは商工業者が主体として、いずれも異業種が組んで商品開発等を行うという仕組みでございます。6次産業化は農林水産部で担当していますけれども、手前どもでは、入り口は違いますが、農商工連携ということで、手前どもで対応しておりますいわて希望ファンド、そして農商工連携の部分の助成をしております、そうした形で支援をしております。

○瀬川ものづくり自動車産業振興室長 まず、東芝メモリ関連の企業誘致の件でございます。予算特別委員会でも知事から、現在誘致が決定しているのは10社程度という答弁をさせていただいたところでございます。このうち中小企業は約半数ということで、まだ公表

されていないところもございますので、数で御勘弁いただきたいと思います。東芝メモリ関連の企業の誘致に係る経過の部分でございますが、本体の 59 ページ、下段オに企業誘致等による地域産業の拠点化、高度化の推進ということで位置づけられて、項目の中にそれぞれの誘致の部分についても位置づけをしております、次の 60 ページにも新規立地について目標件数を想定して見込んでおります。ただ、指標となる目標数値については、大企業も含めた全ての企業ということで設定をしております。

○熊谷経営支援課総括課長 もう一つ、6次産業化の関係でございます。先ほどの6次産業化の推進につきまして、1期計画の実績という御質問がありました、こちらについては、計画でいうと 67 ページになります。67 ページのカの部分については、今回2期計画から新たに取り組みを追加をしております。この項目は地域資源を活用した商品、役務の販売先の開拓、新たな地域資源の発掘等という項目になりますが、1期計画では入っていませんでしたのを、今回、農林水産部と調整して、こちらも中小企業に資するということで新規で追加した取り組みとなります。

○城内よしひこ委員長 昼食のため、暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○伊藤特命参事兼ものづくり産業振興課長 午前中に斎藤信委員から御質問いただいた件について答弁します。製造品出荷額がリーマンショック以前まで、まだ見えていないということで、どういう要因か、どういった分野が影響を受けるかということで御質問いただきました。一番大きなものですが、情報通信機械製造業でございます。具体的な数字で申し上げますと、平成 20 年には約 3,600 億円の売り上げに対して、平成 26 年には 2,100 億円で 1,500 億円ほどの減になっております。

○熊谷経営支援課総括課長 午前中の高橋孝真委員の御質問にありました従業者 1 人当たり付加価値額について、分母となる付加価値額の総額という御質問について答弁漏れがありましたので、説明いたします。

従業者 1 人当たりの付加価値額については、経済産業省の企業活動基本調査に基づいて指標を設定しようとするものです。2017 年の従業者 1 人当たりの付加価値額を 598 万 3,000 円としておりますが、その数字で御説明しますと、分母となる付加価値額の総額は 3,893 億 5,900 万円となります。参考までに、従業者数は 6 万 5,081 人で、これを割った数が 598 万 3,000 円ということになります。

○高橋孝真委員 現状はそうだということですが、目標値はどうですか。

○熊谷経営支援課総括課長 計画の 38 ページをごらんいただきたいと思いますが、付加価値額は、企業の魅力向上の主要な指標として設定しております。2019 年が 598 万 3,000 円、2020 年が 604 万 3,000 円、2021 年が 610 万 3,000 円、2020 年には 616 万 4,000 円にする

目標でございます。分母と分子は持ち合わせておりませんが、これが付加価値額を従業員数で割った数を年1%ずつ増加させていくという目標設定をしております。

○高橋孝眞委員 今の雇用状況から見ますと、雇用全体が伸びるのかという感じがするわけでありまして。そういう意味合いで、この数字を持ってきましたというのは、それはそれでいいのですけれども、それではどの程度、労働者、従業員数が伸びるのかという数値がなく、今のことから見ると、ただ単に1%の伸びで設定しましたということになってしまうのは、おかしいのではないかという意味です。

それからもう一つ、東芝メモリの関係については公表できない部分がありますというのは、そのとおりなのかもしれませんが、逆に言うと岩手県としても今回50億円を商工労働観光部から5カ年にわたって出しますということもあります。それから企業局の工業用水の関係での百五十何億円という金額も、県としての投資になるわけです。それから、北上市もそれなりの投資をしているのです。どの程度なのかというところであれですけれども、かなりの投資をしていて、相当投資額は大きい。工業用水は6億400万トンの日量の計画が新たにつくられ、現在の計画までいくと約200億円近くかかってしまう。そういう状況でありますので、十分そういうようなことを含めた中身の計画を組んでいく必要があると思うのです。それは公開できないのは公開できないでもいいのですけれども、県としての目標値はこういうものだということを私は示すべきことではないかという意味でのさっきの質問だったわけでありまして。そういうことを含めて計画をつくっていかないと、ただ単に計画をつくりました、目標数値をつくりましたということだけになってしまうのではないかと。あと5年たったら、いや達成しませんでした、達成しましたということだけになってしまうのではないかと。

もう一つは、さっきも言いました新規就農、起業の関係も、今の廃業するものもそのとおりだけれども、目標を持って当たっていく。それにはどういう企業がいいのかというのを持ちながらやっていかないと人口減少がどんどん進んでいく。人口が100万人をという話になったりするけれども、実際は2040何年でしたか、そのときは93万人になるという最低の推計のほうに落ちてしまう気がしてしまうわけです。100万人まで達成しよう、あらゆる政策を講じてやりましょうという中で、この計画では、目標値上のことから考えますとおかしいというか、もうちょっと吟味した数字にしていく必要があるのではないかと感じたところであります。

もう一つは、さっきも言いましたけれども、6次産業化についてはほとんど農家がやっけていて、6次産業化としてうまくいっていた、何億円も売りますよなんていうことはまれなわけでありまして。全国どこを見てもそういう状況でありまして、私は農林水産部の中だけで物事を捉えるからであって、岩手の農産物ということで、商工労働観光部としての枠の中で6次産業化に対応していかない限りは、さっきのような数字にはほど遠いことになってしまうのではないかと思います。物価が上がっていけば数字は達成するかもしれませんが、いずれそういうようなことを含めて考えていくべきだと思いますけれども、

いかがでしょうか。

○熊谷経営支援課総括課長 付加価値額の指標設定の件でございます。年1%の増加というものを掲げましたが、年1%というのも高橋孝眞委員がおっしゃるとおり、そう簡単な目標ではないと考えております。この実現には、計画の38ページの目指す姿の指標の下に書いております復興需要が減少する中で、中小企業者が行う経営力の強化や生産性の向上などの取り組みを促進するとしております。まさに商工指導団体が取り組む新計画ですとか、国の小規模事業者持続化補助金といった補助金申請の支援をしながら各事業者が利益を上げて、その上で雇用をふやし、設備投資をふやせるような、まさに付加価値額がふやせるような一人一人の事業者への支援が重要と考えております。また、起業・創業、合わせて事業承継についても商工団体がメインになりますけれども、連携して取り組むことで、何とかこの付加価値額を含めた中小企業振興計画で掲げた目標を達成できるように関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○瀬川ものづくり自動車産業振興室長 自動車関連産業や半導体関連産業の中での計画というお話がございました。計画の49ページにございますが、自動車関連産業、半導体関連産業についても、いずれ国際競争の中で世界中のそういった企業を競争相手として戦っている企業がこの岩手県に進出をしてきていただいているということで、その中で大手の企業1社が国際競争をやるのではなくて、それを支える関連企業、それから地場中小企業といったところがいかに生産技術であったり、開発や試作やメンテナンスとかのさまざまな分野で、そういった国際競争力を持って、そのクラスターを支えていくかということが非常に大事だと私どもは考えております。ですので、今回の計画に当たりましては自動車関連産業、半導体関連産業についても、地場企業も成約件数を目標値として掲げさせていただいておりますし、さらには自動車なり半導体関連産業の大手1次メーカーのサプライヤーを中核とした地域クラスターの形成、さらには高度化というものにも取り組んでまいるといことで計画には盛り込ませていただいております。

○菊池産業経済交流課総括課長 6次産業化について大変難しいのではないかというお話でございました。先ほど申し上げましたとおり、6次産業化自体は、農林水産部の取り組みでございまして、私どもは商工業者を起点としたものを農商工連携の面からお話をさせていただきますと、これまでも県内の商工業者と、それから1次産業の事業者が組んでいろいろ開発しているものがございます。例えば県内の米粉をもとに純米麺として開発した例でございますとか、あるいは果物の柿ですけれども、これを活用して日持ちのする、新しい冷凍の技術を活用した柿の葉寿司の開発でございますとか、桑の葉を利用した生麺の開発、あるいは県産小麦を使った新たなパンの開発などがございまして、おっしゃるとおり開発行為を伴いますので、そうそう簡単なものではありませんけれども、私どもとすれば、事業者の意欲がある限りそうした取り組みは支援してまいりたいと考えております。

○城内よしこ委員長 ほかになければ質疑を閉じたいですけれども、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第90号平成31年度岩手地域最低賃金改正等についての請願及び受理番号第91号2019年度最低賃金引き上げに関する請願、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。当局の説明を求めます。

○鎌田労働課長 受理番号第90号平成31年度岩手地域最低賃金改正等についての請願及び受理番号第91号2019年度最低賃金引き上げに関する請願について参考説明を申し上げます。お配りしております参考資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。初めに1にあります地域別の最低賃金の決定方法についてでございますけれども、本県におきましては、岩手労働局長が最低賃金法に基づき地域の実情を踏まえ、岩手地方最低賃金審議会の調査、審議を経て決定することとされております。

次に、2にあります本県の最低賃金の状況についてですが、地域別最低賃金の審議に当たりましては、厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金額改定の目安について諮問し、当該審議会から示される引き上げ額の目安を参考としながら審議が行われます。地域別最低賃金の表示単位は、就業形態の多様化などの観点から平成14年度から時間額に表示、統一されております。その引き上げ額の目安につきましては、都道府県の経済実態に応じてA、B、C、Dの4ランクに分かれておりまして、東京都、神奈川県等はAランク、岩手県ほか16県はDランクに位置づけられております。現在施行されている本県の地域別最低賃金は762円、全国平均では874円、最高額は東京都の985円となっております。岩手労働局によりますと、最低賃金の履行確保を図るため、事業所に対し年間を通しての周知や指導を行っているほか、最低賃金額改定後には最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を行っているとのこととあります。

お配りしております資料の2ページ目をごらんください。3にあります中小企業支援策についてでございます。厚生労働省と中小企業が連携して、最低賃金引き上げに向けた中小企業の相談窓口の開設、業務改善助成金の支給などによる支援を実施しております。また、中小企業に対する買いたたきや支払い遅延等の防止についてでありますけれども、中小企業憲章において、公正な市場環境を整えることを基本原則に掲げ、支払い遅延対策を

進めることとしており、下請代金支払い遅延等防止法に買ったたきの禁止及び下請代金の支払い遅延の禁止について規定されております。

また、中小企業庁からの委託事業により、岩手産業振興センターが下請かけこみ寺を設置しており、中小企業者への相談対応や弁護士による紛争解決を行っているところです。県におきましては、産業振興に向けた取り組みを強化し、中小企業に対する支援を通して最低賃金の引き上げにも反映させるよう努めているところです。以上で説明を終わります。

○城内よしひこ委員長 これらの請願に対し質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 最低賃金の引き上げ、特に政府も目標にしていた当面 1,000 円までの引き上げというのは大方一致するのではないかと思いますので、議論になるところで少し問題提起をしたいと思います。

これは、請願受理番号 91 号の(1)のイですけれども、全国一律最低賃金制度の確立と地域間格差を縮小させるための施策を進めるということで、自由民主党の一部からも全国一律最低賃金が必要だという声も上がっているというのが新しい特徴であります。実は、都道府県別最低賃金制度に二つ問題がありまして、一つは東京都、首都圏と地方の格差がどんどん広がると。毎年、毎年引き上げ率が上がれば上がるほど格差が拡大するということが最大の問題だと思います。

もう一つは、実際の標準生活費で比較すると、首都圏も地方も変わらないというのが政府の調査でも明らかになっているのです。確かに東京は家賃などは高いのだけれども、地方は交通費がかかる。結局標準生活費は変わらないというのが政府のデータであります。それで 1 人当たり標準生活をやる上での生活費というのは月約 22 万円。これは時給換算しますと 1,500 円です。だから、本当は最低の標準生活費を維持するためには時給 1,500 円ぐらいまで上げないと最低の生活が保証できないというのが現状で、私たちは将来的には 1,500 円まで引き上げるべきと提起をしていますが、当面は政府も目標にした全国一律 1,000 円を実現することが必要なのではないかと思います。

それと三つ目に指摘したい問題は、国際比較で見ても日本の最低賃金は低いのです。きょう、日本経済新聞にこういう記事が出ました。賃金水準、世界に劣後、時給で 20 年間で 9% 下落したと、下落ですよ。これは最低賃金というよりは時給の賃金だと思いますけれどもね。いわば労働者の賃金が上がらないから、上がるどころか 20 年間で 9% 下落し、下落した国は日本だけだったと。韓国はこの 20 年間で約 160% 近く上がっています。イギリスは 80% を超え、米国も 80%、フランスは大体 70%、ドイツが 60% くらい、この 20 年間で上がっているのです、日本だけがマイナスになっている。

このことが日本の労働生産性を下げている最大の要因だとも言われていて、そういう意味でいけば、今の全体として低い賃金を引き上げるためにも、その最も土台となるべき最低賃金というのは、この請願にあるように引き上げることが必要だと。

そこで、私が今指摘しましたけれども、国際的な最低賃金の状況はわかりますか。もう一つは標準生活費に見る、生活費で首都圏と地方に違いはないと私は指摘したけれども、

それはわかりますか。

○鎌田労働課長 諸外国の最低賃金についてでありますけれども、労働政策研究・研修機構の調査によりますと、日本円に換算いたしますと、イギリスにおきましては1,136円、フランスが1,328円、ドイツが1,188円、アメリカが820円、オーストラリアが1,659円、日本が848円となっております。

○斉藤信委員 総務省の家計調査は。

○鎌田労働課長 申しわけありません、確認して答弁させていただきたいと思います。

○斉藤信委員 私がさっき紹介したのは、総務省の家計調査の生計費で、都市部と地方の生計費は変わりはないということが家計調査で出ていると指摘をいたしました。それで、全国一律最低賃金の問題でいいますと、欧州連合、EU加盟国の97%が全国一律最低賃金ということで、世界の流れがそうになっているということです。

そして、日本の場合はどんどん格差が拡大して、結局時給が高いところに労働力は流入するというのが一般的な法則ですから、やはり首都圏と地方との格差を、全国の最低賃金の制度は拡大する作用をもたらしたのではないかと思います。今答弁があったように、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリアと比べると日本が一番低い。アメリカは州ごとに最低賃金があって、州で1,000円を超えているところが少なくないのです。だからこれは単純に比較できないと私は思っていますが、アメリカの州では最低賃金を上げて中小企業者は大歓迎していると。結局消費は拡大して景気もよくなるということなのです。

そういう意味では、最低賃金というのは労働者の最低生活費を支えるというだけではなくて、最低賃金が上がることによって地域の消費購買力が高まる、地域経済も好転すると。逆行しているのは日本なのです。格差をどんどん広げて地域の経済は低迷したままと。私は、そういう意味ではこの最低賃金について、ぜひ全国一律最低賃金制度の確立という点で皆さんの御賛同もいただきたいと思います。

○高橋孝眞委員 若干教えていただきたいと思いますが、審議会を開催して最終的には決定をする、まとまっているのだらうと思います。説明を見ますと、労働者側と経営者側といますか、雇用者側といますか、それが5名ずつということではありますが、最終的には一本化してまとめて公開、公表しているのだらうと思いますけれども、そこに至る話し合いといますか、決定する経緯というのはどういう話し合いのもとで決定されているのでしょうか。

○鎌田労働課長 地方の最低賃金につきましては、今年度になりますけれども、7月2日に岩手労働局が岩手地方最低賃金審議会に最低賃金を諮問いたしまして、8月6日に審議会から762円とする答申がなされまして、10月1日から発効されておりますけれども、具体的な審議の内容につきましては、非公開という形になっておりまして、詳細どういった議論がされたかはちょっと承知できない状況となっております。

○高橋孝眞委員 非公開なのね。

○鎌田労働課長 はい。

○高橋孝眞委員 公開してもいいような感じがするのですけれども、どうしてなのでしょう。当然公開して議論した内容で整理をして、こういう理由ですよという整理をされると斉藤信委員も理解をしてくれると思うのですけれども。そこがないから理解がなかなか難しいのではないかと思うのです。この請願の中で、最低賃金の違反を根絶するとあるのですけれども、例えば去年の1年間で最低賃金に対して指摘をされた事業所はどの程度あるのでしょうか。

○鎌田労働課長 具体的な最低賃金の違反件数については、岩手労働局からの公表データはございません。ただ、県内でも類型という形でこういった違反がありますという中には最低賃金以下の支払いだということも把握されているという記述がございますので、数字はちょっとははっきりわかりませんが、県内には、最低賃金以下の支払いが行われていて、岩手労働局から摘発、指導を受けたりしている事業所があると認識しております。

○高橋孝眞委員 詳しいことがわからないことはやむを得ないことですが、例えば、80歳の人が農家に行って仕事をすると。午前中に3時間だけやりますといっても最低賃金が適用になりますという整理になりますと、なかなか厳しいのです。そういう部分についての指摘が多いのではないかという感じがするわけでありまして、それは公表されていないからわからないということはそのとおりです。ただ、そういう部分も考えないと、農業そのものとして、私も農業にかかわっているわけでありまして、そういう方々もいっぱいいるのです。そういう部分をどのようにか、考えながらも整理する必要性があるのではないかと思うのです。

斉藤信委員が言っている内容について反対をするわけではなくて、私は、日本経済の中ではそういう方向に行く必要があるのではないかと思うのですが、では来年度から1,000円に下げろということは、これはこれでまた難しい問題ですから、段階的にやっていくということで、今国そのものは3%を基準にやっているのです、まずはそういう段階で進めていくという、なだらかなやり方で進めていくという方向が、私はやむを得ないのではないかと思います。3%が足りなかったら4%にしていくとか、そういう段階での整理をしていかないと経営をするほうも厳しいですし、先ほど言ったような話の中も整理していただかないと、全部一律だと、二、三時間働く人も、8時間働く人もみんな同じだよという整理をされないと、それから年齢的なこともきちり整理されないと最低賃金の一律化というのは、私はやはり厳しいのではないかと思う一人でありますけれども、いかがでしょうか。

○鎌田労働課長 今お話ししたとおり、最低賃金法の趣旨といたしましては、人たるだけの生活を維持できるという、目的に書いてあるところでございますので、そういったところを踏まえて、それを原則として、あとは高橋孝眞委員のおっしゃるようなところも、私どもが検討するわけではないですが、一つの見方かなというところもございまして、それにつきましては、全国から意見が多数集まっているかと思っておりますので、国で検討していただければと考えております。

○千葉進委員 説明資料の2ページの下に、県の中小企業の振興策という形で出されていて、先ほどもそれが話し合われたという前提なのですけれども、県内の中小企業で、今質問がありましたとおり、最低賃金を下回っているようなところを把握できかねている部分があるのだらうと思いますけれども、何か聞いているとか、あるいは先ほど話があったとおり、正規、非正規と見たとき、最低賃金のぎりぎりの部分で非正規の人が多いというような情報はありますか。

○鎌田労働課長 賃金の支払い状況については、はっきりしたデータというのはなかなか示されておりませんが、例えば中央最低賃金審議会で見ると、最低賃金未満を支払っているという方が1.4%。こちらは違反ということではなくて、例えば、見習い期間の場合、最低賃金を下回ってもいいとか、あるいは岩手労働局にきちんと手続をして認めていただくという制度もございます。そういったものを含めて1.4%というところが中央最低賃金審議会の資料の中に含まれております。

○千葉進委員 その中で顕著な事例というのが何かあればと思います。というのは、例えば県北、沿岸と県央との違い、あるいは男女での違いとか、そういう何か特徴的な部分を聞いていませんか。

○鎌田労働課長 地域的なデータにつきましては、統計上公表されている部分、把握できる部分がございますので、申しわけございません。

○千葉進委員 多分そうだらうと思います、なかなかこれが表に出てこないですから把握しにくいと。

過日の予算特別委員会でもちょっと触れましたけれども、かつて教えていた若者たちが厳しい状況にあるというところで、この最低賃金だけは何とか守ってもらいたいですし、それこそ800円、1,000円という形でぜひ上げてもらいたいわけです。なおかつこの請願陳情に関しては2種類出ているわけですが、今までも同じような傾向があった中で、項目別の部分で賛成しかねる部分があったりしていますので、そういったところを含めて、この後の審査をお願いしたいと思いますけれども、ただ大局的には考える部分は同じだらうと。賃金水準をとにかく少しでも上げて、家庭を持って暮らせる若者たち、そして一定程度生活ができる、憲法で保障されているようなところをやれるという部分は、両方とも前文で書いてあるわけですので、その前提においてはわかるわけですが、項目のところでは若干そぐわない部分があったりしますので、そういったところを含めて、今後の進行をお願いしたいと思います。

○城内よしひこ委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

一件ずつお諮りをいたします。まず、受理番号第90号平成31年度岩手地域最低賃金改正等についての請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択といたしました。

次に、受理番号第91号2019年度最低賃金引き上げに関する請願の取り扱いはいかがい
たしますか。

○斉藤信委員 いろんな意見もあるようですから、項目ごとに採決していただきたい。

○城内よしひこ委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開いたします。

本請願については、項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例257
では、請願中、採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして一部
採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合は、項目毎
の採決を行うものでありますので御了承願います。

初めに、本請願の中で請願項目1の(1)、アを採択することに賛成の諸君の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数です。よって、請願項目1の(1)、アは採択と決定い
たします。

次に、本請願の中で請願項目1の(1)、イを採択することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数です。よって、請願項目1の(1)のイは採択と決定い
たしました。

次に、本請願の中で請願項目1の(1)のウを採択することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立少数であります。よって、請願項目1の(1)のウは不採択
と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目1の(2)を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立少数であります。よって、請願項目1の(2)は不採択と決
定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目 1 の (3) のアを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立少数であります。よって、請願項目 1 の (3) のアは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目 1 の (3) のイを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。よって、請願項目 1 の (3) のイは採択と決定いたします。

次に、本請願の中で請願項目 1 の (3) のウを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数です。よって、請願項目 1 の (3) のウは採択と決定いたします。

次に、本請願の中で請願項目 1 の (3) のエを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数です。よって、請願項目 1 の (3) のエは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目 1 の (4) を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立少数です。よって、請願項目 1 の (4) は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目 2 を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数です。よって、請願項目 2 は採択と決定いたしました。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。この際、執行部から発言を求められておりますのでこれを許します。

○鎌田労働課長 先ほど斉藤信委員から質問がございました、総務省の家計調査についての生計費の関係で御答弁いたします。

岩手県と東京都の比較ということで御説明させていただきます。岩手県の消費支出につきましては、岩手県が 24 万 5,924 円、東京都が 27 万 7,198 円。細目で見ますと、岩手県

の住居費が1万7,575円、これに対しまして東京都の住居費が2万6,970円。交通費につきましては岩手県が3万1,722円、東京都の交通費が2万7,863円という数字になっております。

○城内よしひこ委員長 なお、ただいま一部採択と決定したこれらの請願につきましては、国及び関係機関に対し意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは意見書の文案を検討いたします。暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開いたします。なお、ただいま採択されました2件の請願は関連がありますので、意見書はまとめたと思います。当職において原案を作成いたしましたので、事務局より配付をいたします。目を通していただきたいと思います。

〔意見書案配付〕

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

なお、ただいまお手元に配付いたしました意見書のうち、国宛て最低賃金改正等に関する意見書の文案中、項目の1の(3)、2、3の(1)と4は、先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。また、同じくお手元に配付しております意見書のうち、岩手労働局長等宛て平成31年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書文案中の項目3は、先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。それでは意見書の文案を検討いたします。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っておりますが、これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって意見交換を終結し、お諮りします。意見書案は原案——修正案ですけれども——のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「反対なのですが」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 それでは、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○城内よしひこ委員長 起立多数です。意見書案は、修正案のとおりとすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 では簡潔に。来年度のいわてで働こう推進方針が2月に決定されたようですから、来年度のいわてで働こう推進方針の特徴、新しい内容、概要などについて示してください。

○西野雇用対策課長 平成31年度のいわてで働こう推進方針のお尋ねでございます。取組方針、三つの柱ということで平成30年度と基本的には同じ柱で進めたいと考えております。第1点目が働き方改革の推進等による県内就業の促進、第2点目が企業が求める人材の確保と就業支援、第3点目が地域産業の振興と雇用の創出でございます。昨今の法改正、働き方改革関連法案でありますとか、外国人の雇用にかかわる法改正という事情、あとは本県の雇用情勢の人材需要が高まっている産業集積に伴いまして、人材需要が高まっている状況を捉えまして、そのような施策を盛り込んだ形となっております。

○斉藤信委員 長時間労働の是正、正規雇用の拡大など今三本柱の話がありました。予算特別委員会でも私が問題提起したのだけれども、労働基準法と労働安全衛生法が改正されて、5日以上有給休暇を必ず取得させなさいと義務化がされました。県立病院で聞いたら全体の30%が5日未満、看護師の場合は20%が5日未満と、大変深刻な実態が明らかになったのです。県庁の場合は人事課に聞くしかないのだろうけれども、20日の有給休暇のうち5日未満しかとれていないという深刻な状況は、県立病院を含めて民間企業もかなりあると思うので、これを本気でやるという取り組みについて何か考えておられるか示していただきたい。

○八重樫雇用対策・労働室長 先ほど雇用対策課長が答弁いたしましたとおり、2月13日にいわてで働こう推進方針を決定しまして、来年度全庁的に取り組む雇用あるいは労働政策について確認をしたところでございます。その中には、メンバーといたしまして医療局長も入っております。そういう中で、先ほど斉藤信委員がおっしゃったように、県庁の組織としては総務部人事課が担当しておりますけれども、県全体として、こういう働き方改革に取り組まなければならないというのは、推進本部で十分認識をして、県が率先して取り組んでいきたいと考えております。

○斉藤信委員 この推進方針の2ページ目、長時間労働のこの間の推移を見ると、平成27年が1,888時間、平成28年が1,885時間、平成29年は1,888時間と、ほとんど長時間労働が変わっていないのです。本当にこれを改善するために何が必要なのか、方針を掲げているだけでは、この異常な長時間労働は改善されず、結果として有給休暇も取得できないということになるのではないかと。

特に、いわて県民計画（2019～2028）で年次有給休暇の取得率を4年間で75%に上げる

ことを目標に掲げたのです。これは極めて積極的で重要な意義を持つ目標だと思うけれども、これは県庁、県立病院も当然達成すべき目標ですねと私は知事に聞き、そうだと答弁がありました。だから、年次有給休暇もいわて県民計画で目標を提起したのだけれども、今度のいわてで働こう推進方針では、これは明記されていますか。

○八重樫雇用対策・労働室長 いわてで働こう推進方針につきましては、県の雇用、労働政策の来年度の方針を示したものでございます。これは具体的に言いますと、先ほど三本の柱の答弁がありましたが、一つ目の働き方改革の推進等による県内就業の促進ということの第1に、働き方改革の推進ということで、事業として長時間労働の是正を掲げております。具体的には、いわて働き方改革加速化推進事業という事業を掲げまして、県内企業における働き方改革推進、労働生産性の向上を両輪とした働き方改革あるいは労働関係法令の改正にあわせた雇用労働環境の整備を県として進めていくことを方針として掲げております。

○斉藤信委員 私の質問にストレートに答えれば、いわて県民計画で掲げられた年次有給休暇取得率75%は、いわてで働こう推進方針には明記されていないということですね。

○八重樫雇用対策・労働室長 いわてで働こう推進方針は2月13日に決定をしたものでございまして、主に取り組む事業、県の来年度予算案を公開したタイミングでこういう事業をやりますという施策の方向につきまして決定したものでございます。今回、斉藤信委員がおっしゃられたさまざまな目標、アクションプラン、新しいいわて県民計画における目標という部分につきましては、まだ議論中ではございましたので、こちらの推進方針には掲げておりません。

○斉藤信委員 タイムラグがあるということで、来年度に期待をしたい。いずれ労働安全衛生法では最低5日以上、そしていわて県民計画では4年後に年次有給休暇の取得率75%、これは年次計画がちゃんとあるので、来年度はどこまでというふうに年次有給休暇の目標も示されていますし、これ自身はかなり抜本的な目標ですから、本気になってやらないとただの数にしかならないので、掲げた以上は本気でやると。

あと長時間労働を是正する一つの鍵は、なぜ岩手県の労働時間が1,888時間と長いかというと、週休2日制が定着していないということが一つの理由だと思います。だからその点では、週休2日制を定着させることが大変大事な課題になるのではないかと。長時間労働の是正を具体的にどう実現していくのかという課題を私は明確にして取り組んでいく必要があると思います。

それで、二つ目の県内就職率の向上で、これもいわて県民計画の議論で、この間もここでも議論してきました。高卒の県内就職率を来年度から84.5%に一気に引き上げると。ただ、2018年度は70%台に上げるという想定があったのですが、これは残念ながらそこまでいっていない。これについて、直近の今年度の高卒の県内就職率がどうなっているか、そしてまさに来年の話ですから、来年度一気に84.5%まで引き上げるという取り組みについて、どういう具体的な手だて、対策が講じられるのかを示してください。

○西野雇用対策課長 高卒者の県内就職割合でございます。直近のデータからでございますが、岩手労働局が発表したことし1月末現在の数字でございますが、県内就職率68.5%ということで、過去10年間で一番高い数字になっております。そして、来年から新しい計画のもと84.5%に向けて取り組みを進めておりますが、従前申し上げているとおり、生徒や就職にかかわる方々に、県内就職から考えていただけるようにという意識を高めていくため、まずは企業を知ってもらう取り組みを数多く重ねていきたいと思っております。

そのため、県内の高校生に、保護者を含めての企業ガイダンスを本年は4校であったのを10校以上にしていきたいと考えておりますし、そのような企業との出会いの場の拡充とあわせまして、実際に就職先を選ぶマッチングを丁寧にやりたいと考えておりまして、就業支援員が県内に39名ほどおります。通常合同庁舎とかジョブカフェにいますのですけれども、その方たちに、各地区の主要な専門高校に、より深く入り込んでいただきまして、就職支援の先生と連携を組んで、丁寧に地域の企業を勧めるというか、情報提供をするということをやっていききたいと思っております。このような生徒、家族に地域の企業を知ってもらう、あとは実際に就職するときに、その情報をきめ細かく提供していくということを行っていききたいと考えております。

○斉藤信委員 高卒の県内就職率の84.5%という目標は4年間ではなく、来年からこれをやるというので、私も半分びっくりしたのですけれども、それは恐らく必要性、地元の企業の人材確保の要望から来ているのではないかと思うけれども、直近で68.5%ですから、一気にこれを引き上げることになると思います。尋常ではない手だて、対策が必要だと思っております。

私は、2月に一関工業高校に行ってきました。一関工業高校というのは、これまで県内就職率が低かったのです。一番高い黒沢尻工業高校が60%台、一関工業高校は40%台です。それでも、ことしはかなり引き上がってきているということも聞いてまいりました。専門高校で一番高い黒沢尻工業高校でも60%ぐらいですから、これを7割ぐらいまで引き上げないと全体で84.5%にいかないのです。黒沢尻工業高校は素晴らしいネットワークで、地元中小企業と連携してインターンシップもやり、資格取得に対する支援もいただいたり、講演をやったり、専攻科には企業が直接来て支援する体制があります。専門高校は地元の企業とそれぞれしっかりとした体制、ネットワークをつくる必要があるのではないかと。ただ、一関工業高校にも聞いたら、そういう規模のインターンシップをやっていました。あとはそれをどう県内就職率に結びつけていくかという意識が必要なのではないかと。

ただ、びっくりしたのだけれども、一関工業高校の求職件数が1,500件なのです。ですから、黙っていても就職を決められるという中で、県内の企業を選ぶというのは、本当に腹を据えて本気でやっていかないと。有効求人倍率が岩手も1.4倍とっているけれども、全国は1.6倍ですから、岩手にある以上に全国に職があるのです。

そういう意味で、それだけ求人がある中で、地元の企業を選びたくなるような取り組みというのは本当に知恵も出し、必要なことは全てやり切るぐらいのことをやらなかったら

大変なことになる。全国での県内就職率は大体 80%が普通なのです。岩手は、今まで恐らく生産基盤が弱かったということも反映して、かなり首都圏に貢献してきたと。しかし、その分、首都圏に依存するのが当たり前、よく言えば都会に行って就業してくるという前向きの考え方がかなり定着しています。

しかし、今その発想を転換しなければだめだと思います。県内にも地域に貢献するという有望な企業、すばらしい企業があります。いわて県民計画も、先ほどの基本計画も、そういう立場で地元企業の雇用確保を位置づけているのだけれども、今まで成果が上がっているいい経験は全て全体のものにする、必要なことは全て取り組むくらいのことをやっていかないと大変だと。そして、時期に取り組むべき課題が、就職の場合はサイクルが決まっていますから、サイクルごとにきちっと必要なことをやりきることが大事だと思うけれども、その点を改めてお聞きいたします。

○西野雇用対策課長 県内就職率の向上でございますが、今齊藤信委員から御紹介ありましたとおり 84.5%という本県にとって非常に高い目標を掲げての取り組みをスタートさせなければなりません、おっしゃるとおり全国的に見ると東北トップレベルということで、決して不可能な数字ではないと考えております。そのために昨年6月にも就職を前にして、教育長メッセージが各校に発せられたりいたしまして、関係者の気運が県内就職率向上に向かっているところであると考えております。

また、齊藤信委員からずっと御紹介いただいております黒沢尻工業高校でありますとか、平舘高校というような地域との非常に深い結びつきでもって、生徒、保護者が地域の企業を知って、そちらで頑張ろうという愛着というか、思いを持って進路を選択するという環境ができていく地域もございます。ぜひ私たちもそのようないい取り組み、または山形県ですとか富山県という他県の取り組みを少しでも取り入れ、また学校が、特にそのようなことに前向きになっていただき、我々と一緒にその方向に進んでいただけるような取り組みの方策を提案、または連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○齊藤信委員 これで最後にしますけれども、県内高卒の県内就職率を高めるという点で、一つ検討、研究しなくてはならない課題は、専門高校のあり方です。今高校再編が議論されているので、私はその中で大いに議論しなければならないと思うけれども、生徒数が減少していくことを機械的に専門高校に当てはめたら、今の地元のさまざまな要望に応えられなくなるのではないかと。盛岡工業高校に行ったときも、一関工業高校、水沢工業高校に行ったときにも言われたのは、専門高校というのは、学科が一つなくなればその分野の就職先がなくなるということです。だから、一つの学級を減らすだけではなくて。そういう意味でいけばことしの受験の状況を見ているけれども、専門高校に対する期待と関心が今の中学生にも高まってきているということを感じるので、専門高校が地元を果たす役割というのを商工労働観光部と教育委員会でもよく議論してやっていく必要があるのではないかと。新たな県立高等学校再編計画の後期計画はつくらなければならないので、そういう中で専門高校のあり方というの、知恵を出して新たなあり方を打ち出していく

必要があるのではないかと。これは部長に聞いて終わらしましょう。

○戸館商工労働観光部長 専門高校のあり方ということでもありますけれども、教育委員会が所管することになりますが、いずれ市内でよく情報共有して、需要が高まっていることは間違いないことでもありますし、それが今までの人材が県外に流出してしまうというところを大きく変えていくきっかけになるものだと思いますので、そこはよく情報共有していきたいと思います。

先ほどの年次有給休暇の取得率もそうですし、県内就職率もそうですが、かなりチャレンジングな目標を掲げさせていただきました。これは実際にそれをやっていくのが民間の企業であったりということでもありますので、そういう企業にとっても目標になるようなものということでもありますし、そういう方たちに今までとは違うぞというところを、ぜひ御認識をいただきたいという思いもあって、ああいう目標を設定させていただきました。特に県内就職率に関しては、生徒、保護者の意識も含めてですね。これは、上から目線で意識を変えるということではなくて、いろんな実績が積み重なることによって、地元にもいい仕事がある、ここでいい暮らしができるということが定着していくのだと思いますので、そういう方向にスピードを上げて向かっていけるように取り組んでまいります。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様、退席されて結構です。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第 64 号岩手県教育振興基本対策審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木特命参事兼企画課長 議案第 64 号の岩手県教育振興基本対策審議会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案その 2 の 154 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案要綱により説明をさせていただきます。

まず、条例案要綱、第 1 の改正の趣旨でございます。岩手県教育振興基本対策審議会の委員に任命する者の範囲を改めようとするものでございます。この審議会の所管は本条例第 2 条の規定で、教育水準の向上に関する教育の機会均等の拡充に関すること、教育環境の整備に関すること、そのほか教育振興基本対策に関することとされておりまして、この後説明させていただきます岩手県教育振興計画につきましても、この審議会に諮問して御審議をいただいているものでございます。

次に、第 2 の条例案の内容についてでございます。箱囲みのところでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日から施行されたことにより、教育委員会の委員長の職を廃止し、新教育長を新たな責任者とする新制度へ移行することとなったところでございます。この新制度につきましてもは経過措置により旧教育長の教育委員としての任期が満了するまでは委員長が従前どおり在職する

ことができることとされましたことから、各市町村の教育委員会におきましてもこの経過措置に基づき順次新制度への移行が進められてきたところでありまして、平成30年12月31日をもって県内全市町村の教育委員会において新制度への移行が完了し、委員長が在職しなくなりましたことから、岩手県教育振興基本対策審議会の委員に任命する者の範囲から市町村教育委員会委員長にかかる規定を削除しようとするものでございます。

次に、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決します。

お諮りします。原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県教育振興計画（案）についてほか1件について発言を求められております。なお、今回の2件はいずれも計画の策定についての報告であります。12月の当委員会において、計画にかかる報告については別に質疑時間を確保すべきとの意見があったことから、それぞれ報告の後に質疑を行い、その後委員から、この際の発言としたいと思っております。初めに、岩手県教育振興計画（案）について発言を求めます。

○鈴木特命参事兼企画課長 それでは、お手元の岩手県教育振興計画（案）についてによりまして御説明をさせていただきます。資料の1枚目をごらん願います。

1の策定の趣旨から3の計画期間までにつきましては、前回12月10日の商工文教委員会で説明させていただきました中間案と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

4の検討経過でございますが、順番で申し上げますが、まず（2）のところでございますが、前回当委員会で中間案を説明させていただいた後、（3）のとおり、パブリックコメントを実施したところでございます。パブリックコメントにおける御意見の反映状況は資料に記載のとおりでございますけれども、パブリックコメントにおける御意見や当委員会を初め県議会からいただきました御意見等を踏まえまして、（1）の第7回教育振興基本対策審議会におきまして答申案を審議し、3月6日に当審議会から答申をいただいたところでございます。

今回お示しする計画案は、この審議会からの答申等を踏まえたものでございます。本日の計画内容の説明につきましては、前回お示ししました中間案からの主な変更点について資料1により説明させていただきます。それでは、A4横の資料1の1ページ目をごらん願います。まず、上の段、第2章の中の2、社会教育・家庭教育における目指す姿でございますけれども、前回の当委員会におきまして、家庭の教育力の向上を図るという表現は踏み込み過ぎではないかといった御意見をいただいたところでございます。また審議会の中で、家庭教育の充実のためには助け合いという視点が必要ではないかといった御意見をいただいたところでございます。このため県民が主体的・相互的に連携し、助け合うことにより家庭の教育力の向上に努めるとともにというように内容を変更したところでございます。

下の段でございます。2、取組の視点、視点1の岩手だからこそこできる教育、やるべき教育の推進のところでございますけれども、岩手の強みとして、これまで岩手が輩出してきた偉人の方々を例示しておりましたが、前回の御意見を踏まえまして、石川啄木を加えさせていただきます。

次に、2ページをお開き願います。第3章の具体的な施策の内容の中の2、確かな学力の育成の項目につきまして、前回も御説明させていただきましたが、この教育振興計画においては独自の指標の設定は行わないことといたしまして、参考として新しいいわて県民計画における指標を掲載しております。中間案では、新しいいわて県民計画における学力に関する指標の中から、①、学力が全国平均以上の児童生徒の割合、②、主体的に学ぼうとする児童生徒の割合、③、学校全体で児童生徒のつまずきに対応した授業改善を各教科共通の方針のもとに行っている児童生徒の割合、④、学校の状況に応じた進路目標を達成した高校の割合ということで掲載をしておりましたけれども、県議会での議論やパブリックコメント等でいただいた御意見を踏まえまして、新しい県民計画の指標を見直したところでございます。

それに伴い教育振興計画（案）におきましても、①、意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合、②、授業で、自ら考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合、③、学校の授業がよく分かる児童生徒の割合、④、つまずきに対応した授業改善が行われていると感じている児童生徒の割合に修正をしたところでございます。なお、新しい県民計画では、学力が全国平均未満の児童生徒の割合を参考指標として、年次推移を確認しながら児童生徒の学力の底上げをしっかりと図っていくこととしたところでございます。それから、その他の指標項目や数値等につきましても、新しいいわて県民計画の指標の見直しにあわせて修正をしております。

次に、3ページ目をお開き願います。上段の4、健やかな体の育成の中の目指す姿を実現するための取組の方向性の2、適切な部活動の推進についてでございますけれども、部活動のあり方につきましては県議会や審議会、パブリックコメント等において、さまざまな御意見をいただいたところでございます。このため部活動は生徒の自主的、自発的活動

であるということをしかりと計画の中でも明確にするため、部活動は生徒の義務的活動ではなく、自主的、自発的活動であるという基本の徹底を図るとともにといった内容を新たに加えさせていただいております。

また、中段でございますが、部活動のあり方としまして、勝利至上主義ではなく医・科学的根拠に基づく指導等がなされるべきといった御意見等を加えまして、大会で勝つことのみを重視し、過度な練習を強いることがないよう、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導及び体罰や、生徒の人格を傷つける言動等の根絶に向けた指導者研修の充実に取り組むといった内容を新たに加えまして、体罰等の根絶を明記したところでございます。

次に下段でございますが、5、特別支援教育の推進における目指す姿を実現するための取組の方向性の2、特別支援教育の多様なニーズへの対応についてでございますが、今議会の次期総合計画特別委員会において、長期入院を必要とする高校生への支援が必要であるという御意見をいただきまして、新しいいわて県民計画の修正とあわせて、教育振興計画におきましても長期入院を必要とする児童生徒の学習を保障するため、小、中、高等学校と特別支援学校との連携や、各学校と医療機関との連携に取り組みますという内容を新たに加えております。

次に、4ページ目をお開き願います。上段の7、学びの基盤づくりの(2)、目指す姿と、その下の中段の(3)、目指す姿を実現するための取組の方向性についてでございますが、前回の当委員会におきまして、教職員働き方改革プランに基づいて働き方改革にしっかり取り組んでいくことを明確にすべきという御意見を頂戴いたしましたので、岩手県教職員働き方改革プランに基づくという内容を新たに加えさせていただいております。

さらに下段の10、子育て支援や家庭教育支援の充実の中の(4)、取組にあたっての役割分担でございますが、前々回の当委員会におきまして家庭教育はそれぞれの家庭の教育方針を尊重すべきであり、押しつけにならない配慮が必要ではないかという御意見をいただいておりますので、家庭の自主性を尊重しつつといった内容を新たに加えさせていただいております。

以上が計画内容の主な変更点でございますけれども、御説明いたしました箇所以外の修正につきましては、資料2-2の計画(案)本文に下線を引いておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、最後に今後の予定でございますが、本日委員の皆様からいただいた御意見等も踏まえ内容を最終調整させていただき、教育委員会において今年度中に計画を策定したいと考えております。説明は以上でございます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○千葉進委員 かなりいろいろ変えられて敬意を表したいと思っておりますけれども、文言でちょっと気になる部分もあるので、小さい部分もあつたりしますけれどもお聞きします。例えば67ページの上の表に②、③とあるのですが、③の放課後子供教室に指導者を配置するという部分、子供のどもは私は平仮名だとばかり思っている人間なのですけれども、同じ

ページで全部子供のどもは平仮名です。こういうところもあつたりしますので、言葉に少し気をつけていただきたく、もう一度そこは見てもらえればと思います。

中身の部分について、全部見切れていない部分があるので、あちこち飛ぶかもしれないですが、まず一つ目は28ページですけれども、この間も予算特別委員会で予算枠が決められていることがあるにしても、ここは一つ話をしておきたいと。28ページ、上から2番のポツの二つ目です。学校における授業改善などを支援するため、各種学習状況調査結果等のデータを活用した効果的な指導方法ということで、小・中・高一貫したデータの構築ですが、はっきり言って要らないと思います。私は小学校のときの成績を忘れたいです。中学校のときもそうです。はっきり言えば、高校受験の勉強ということで3年生から少しやりましたけれども、1年、2年のときの成績は惨たんたるものだったという記憶があるわけです。そして、高校でもということで、9年間、プラスして12年間ですか、データ化して残されたら嫌だと思えます。そういう面で、皆さんも自分の過去を振り返ったときに、おまえはこうだったと言われる形で出されたりする。そして、またそれを使われたとき、子供が傷つく部分があつたりします。私たちの時代は通知表ということで、どこかにいつてしまったからいいのですけれども、コンピューターの中に残されていて、いつでもとした場合、子供たちの全てがそれで出される。最低限度、生年月日からいろいろなものを見れると思うのですけれども、悪用はないとは思いますが、情報が漏れた場合を考えたときに、ぜひこれは考え直していただきたいと思う部分があります。

33ページは、後でこの際のところでも触れようと思つていましたけれども、上から6行目の他県の取組事例を参考にし、学校司書の拡充とあわせ資質向上に向けたという記載がありますが、学校司書の拡充はぜひやっていただきたいのですが、それ以前に専任司書教諭をぜひ拡大してもらいたい。学校司書の拡充というのは、どういうふうを考えておられるのか質問させていただきたいと思つています。まず、そこで一回切らせてください。

○鈴木特命参事兼企画課長 子供という表現につきましては精査させていただきたいと思つています。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 放課後子供教室につきましては、これは文部科学省の事業でございますが、数年前までは子供のどもが平仮名の表現の仕方で行ってございました。数年前から国が子供のどもも漢字ということに変わらして、私どもとしては固有名詞的な事業名でございますので、それを尊重せざるを得ない状況があつたということです。一方で、子供たちというような表現は平仮名を使つているという事情がございまして、こういう使い分けになっておりますので、御理解いただきたいと思つています。

○小久保学校教育課総括課長 28ページの学力状況調査のデータ、小・中・高一貫したデータの構築等に関するお尋ねでございました。このデータの構築につきましては一言で申し上げますと、子供というより教員の指導改善の補完をする役割と捉えております。子供たちの確かな学力を育てていくためには、子供たちのつまずきの状況について、教員がふだん見ていることに加えて、そういった見過ごしやすいつまずきを明らかにして指導して

いくことが重要であると考えております。ここに記載しておりますのは、現在実施しております諸調査の既存のデータについて、各学校段階での適切な分析は大変大切だと思っておりますが、それを越えて、学校種を越えてでも子供たちのつまずきがどこで生じているのかということを経験側が把握して、適切に生かしていくといった趣旨で考えております。

具体的な制度設計については、今後研究してまいりたいと思っておりますし、その際は分析そのものが教員だけの負担になるのではなくて、例えば大学の研究者ですとか外部の力もかりて、教員のサポートになるという視点から取り組んでまいりたいと思っておりますし、またその情報管理については、新しい取り組みとなりますので、しっかり留意していきたいと考えております。いずれ一、二年というスパンではなく、長い時間をかけてしっかり詰めてまいりたいと思っております。

○永井教職員課総括課長 33 ページ、上から 6 行目、上から 7 行目、学校司書の拡充についてのお尋ねでございます。学校司書の配置につきましては、これまでも障がい者教育等々の拡充なども踏まえながら学校業務にしっかりと司書業務の位置づけを明確にすることについて進めてきたところでございますので、基本的にはこの取り組みをさらに進めてまいりますとともに、また資質向上に向けた取り組みといたしましては、学校図書館の司書に関する研修を、学校、公立図書館の職員とともに進めておりますので、こういった取り組みをさらにこの計画期間の間で進めてまいりながら、先ほど千葉進委員から御指摘がございました学校専任司書、学校司書教諭との連携なども含めて、今後機能の拡大等に努めてまいりたいと考えております。

○千葉進委員 今すごく気になっております、専任司書も考えているということですから、後でそこは……。

まず、子供については、確かに固着的な部分はわかるにしても、岩手は岩手だということで、私は平仮名にこだわります。そのことだけ言っておきます。

それから、安易に言われてしまったので、うそと思ったのですが、教員のことですすけれども、例えば子供が一生懸命に頑張って成績を上げたというのを高校に来たときに高校教員が、中学校のときにおまえに何があったのだとなったら、その子はどうなると思いますか。過去を暴いている感じがあるのです。忘れたい。そして、自分はそれなりの努力をしてきた。その結果、今ここにいるにもかかわらず、おまえに何かあったのかといった形で聞かれたとき、その生徒はどう思うか。その過去を忘れたいやつもある。そういった面で、教員のことであれば、私としては要りません。見たくもありません。私は今まで自分でやった部分では、過去にはこだわらない。中学校の成績表は見ないよと。今出会う、これからが私と生徒とのつながりでやっていくのだとやってきたつもりで、いろんな過去にあった部分までどうのこうのというのは、むしろマイナスと私は思っているので、そこはもう一度教員のことでしたら考え直していただきたいと思っております。適切に生かすとはいっても、なかなかそこは難しいと思っております。後でどなたかおっしゃってくれると思うので、どんどん進みます。

55 ページに参考の表があるのですけれども、確かにこういう部分があったなという記憶があるのですが、④番はちょっと失礼ではないかと思うのです。各高校の特色が中学校で十分に理解されている割合については、それぞれ高校で特色を出していて、高校の教員にちゃんともっとやれと言っているのかどうかわかりませんが、高校がどれだけそれをやろうとしても、責任転嫁にならないようにしたいのですけれども、お互いさまの部分があったりしますが、ちょっとこれは気になりますので、できれば項目から外してもらえればという感じがあります。

それから、私の持論なのですけれども、すごくよくしてもらったなどは思っているのですけれども、資料No.1の2ページ目はよく左の④を外してくれたと思っています。3ページの4番の健やかな体の育成でも、部活動は生徒の義務的活動ではなく、はっきり入れていただきました。これをどのような形で周知徹底しようとしているのかお伺いします。

○藤澤高校改革課長 ただいま千葉進委員から 55 ページの指標の高校改革計画の関係でお尋ねがございました。高校の魅力や、高校の特色が中学校で理解されている割合というところでございます。高校改革、高校教育を進めていく中では、高校の魅力づくりが大切だと言われておりまして、各校取り組んでいるところでございます。その高校の魅力づくりの内容が、さらに中学生にも伝わるのが大事だと思っていて、それは高校側の努力もあれば中学校の先生方の努力もあると考えております。今現在も高校においては、各校の魅力について中学校に先生方が赴いて説明したり、あるいは資料の配布などに取り組んでおります。そういった取り組みを高校、中学校、両者が協力しながら進めていきたいということでございまして、内容の魅力化とともにそういう周知も一生懸命にやっていきたいということでございますので、御理解いただければと思います。

○荒木田保健体育課総括課長 部活動は生徒の義務的活動ではなく、全員加入の対策についてでございますけれども、部活動というものは教育の一貫として、中高生の人生にとって大きな意味のある活動であると捉えております。そして、各校においては、部活動の加入はいいものである、意義があるので加入を勧めてきておりまして、加入の割合というのは全国に比しても高い割合となっております。

県教育委員会としましては部活動の教育的意義を踏まえつつ、どうその周知を図っていくかといいますと、次期総合計画案、そして教育振興計画（案）で部活動をそのように記載しておりますが、部活動は義務的活動ではなく、生徒、保護者の主体的な判断に基づく自主的、自発的な活動であるという基本について明記しております。そして、今後につきましては各学校や地域、関係団体に対して、部活動本来の趣旨等について理解を求めていく、時間をかけながら、合意形成を図っていきながら、また県のほうでも通知をしながら、適切な部活動対策の推進に向けた協力をお願いしてまいりたい所存であります。

○千葉進委員 高校改革の話があった部分については、それは資料として、自分たちで知っている分にはいいと思うのですけれども、こうやって出されるのは気になるということをもっと一つ言っておきます。

それから、部活動に関しては、ここまでいったのですから、次という形の中で、実際に部活動をやらないで3年間過ごした中学生がいて、高校を受験しますというとき、入試の内申書に部活動は何をやりましたかという欄があります。そういう部分があったりする中で、部活動をやったことがマイナスにならない形での周知徹底についてはどう考えているのか教えてください。

○荒木田保健体育課総括課長 部活動、放課後の活動については、子供たちにとっては部活動以外にやりたいもの、学校の部活動にないスポーツ活動であったり、文化芸術活動があったりします。ですから、3年間そういうしっかりしたものが評価されるような、高校入試にもそういうものを書いて、高校側にも評価していただけるような記載、そして評価の仕方が必要ではないかと考えております。

○千葉進委員 そのところ、ぜひ学校現場が理解できる何らかの形で周知をお願いしたいと思うわけですが、特にその後の下にも大会で勝つことのみを重視しということで、勝利至上主義のような形のないものにしていただきたい。かつて私は1年間、野球部の監督をやらされたことがありました。監督会議の席上で、甲子園をやめたらと言ってしまったら、皆さんに総スカン食らったことがあります。甲子園で野球をやるとき、もし初日に勝てば1週間以上残っていますよね。だったらサッカーと同じように、関西に球場はたくさんあるのですから、それを使って準決勝あたりから甲子園でやればいいじゃないのということで、同じ高校生だから、インターハイと同じようにやったらいいじゃないかと言ったのですけれども、高体連と高野連は違いますからということを言われたことがあるのです。そういう面で私の持論は、小学生はせいぜい県大会、中学生は東北大会、高校が全国大会、そんなものでいいじゃないかと思っています。きのうのニュースを見ていると、ラグビーでしたけれども、中学生が外国に行ったというのがありましたけれども、何かそういったことにまだ過熱している部分があるので、そういう過熱しているのをぜひ少しでもとめるようなものも含めた形で、高校入試にもかかわらないというものをきちんとやってもらえればと思います。

それと4ページの7番、教職員の働き方改革の部分ですが、結局、時間外勤務の基準を月80時間、100時間にしても、管理職がどれだけそれを捉えていて、そして管理職がきちんと受診しろとかという形での指導があればいいですが、なかなかそれができていないということなのです。管理職の適切なマネジメントという表記があります。ぜひこれは徹底していただきたい。管理職の研修、そしてまた管理職は職場で働いている、はっきり言えば仲間、同僚です。同僚の健康を気遣うこと、最低限度そこから始まるというのが管理職の責務で、ぜひそのところでどういう研修等を考えているのか、あるいはもしそういうことをやらない管理職がいたならば降格するとか、そこまで考えているのかちょっとお伺いします。

○永井教職員課総括課長 働き方改革プランにおける管理職の役割というお尋ねだと思います。長時間労働、長時間勤務についての観点で、まず県立学校におきましては、タイ

ムカードを導入しておりますので、これに基づいた時間外勤務の状況をもとに各教職員の勤務負担の状況分析把握をするということですか、あとはいわゆる業務の平準化、スクラップ・アンド・ビルド等々の時間外勤務削減の支援に向けた取り組み等について、しっかりと把握し取り組むこととしています。これから新年度に向けてさまざまな学校長の会議がございますし、あるいは新任の校長、副校長といったようなクラスでの研修などもございますので、こういった場を通じながら、マネジメントについては、特に長時間労働に伴う心身の健康の不調というものの未然防止といった観点をしっかり含めた上で、管理職員等について意識をしっかりと植えつけていくように努めてまいりたいと考えております。

○千葉進委員 ぜひそのところ、年度始めという声があるので、当然初めての校長の会議とか副校長の会議等があると思うので、そこで徹底していただきたいですし、きちんとした形で働く人たちを助けるということが、本来の管理職の仕事に位置づけられるということ徹底していただきたいと思います。

最後、資料No.1の1ページの2番に石川啄木を入れたのは別に構わないのですが、偉人・文化人、文学者とか、前の人たちは多分偉人かもしれないですが、宮澤賢治、石川啄木に関しては、文学者とか、そういう形ではないのかなど。評価が分かれています、それぞれ。私は偉人ともし書くのだったら異人と書いてもらいたいぐらいですので、そういう面でちょっとそこは考えてください。

○城内よしひこ委員長 この際、午後3時15分まで休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 それでは、教育振興計画について、1ページの位置づけとして、この計画は教育基本法第17条第2項に基づき、平成30年6月に策定された国の第3期教育振興基本計画を参酌して地方自治体で策定することが求められていると。岩手県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけると。私は、基本的な計画ということであれば、当然、これは議会の議決事項であるべきだということで、前にもそのことを提起をしておりましたが、その検討状況は、委員長、どうなっているのでしょうか。

○城内よしひこ委員長 今の斉藤信委員の質問に対してですけれども、議長に申し入れをいたしました。中間報告をいただいたところであります。本席に議長がいますので、議長から説明をいただいてよろしいでしょうか。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

いろいろな計画があって、我々が議員発議でつくった条例との縛りの関係で、なかなか交通整理をしなければいけないと。この案件1点だけが対象ではないというのがわかった

そうであります。なので、ちょっと時間をかけないと交通整理ができないということでしたので、その中間報告を受けたところでもあります。まだちょっと時間がかかるそうでもあります。以上です。

○斉藤信委員 これは5年の計画ですから、このまま議決しないで決めたら5年間ですので、次の任期もかかわれないのですよ。そうすると議会の議決にならないと。議会基本条例の精神というのは、基本計画は議決事項というのが精神なのです。そのとおり、幾つかの基本計画が列記されていて、そこにはなくなったものもあるし、今も残っているものもあるし、変形したものもある。本当はきょうの審議の前に交通整理をして、私はやっていただきたかった。それは中間報告ということで、それ以上はないと思うので、残念だとだけ言っておきます。

それで、中身に入りますけれども、6ページの社会状況の変化の、②に急激な技術革新への対応で、こうした急速な技術革新による将来の予測困難な時代を生き抜いていくためには、さまざま可能性を持つ子供たちを困難に立ち向かうことを恐れずに新たな価値を創造できる人材に育成していくことが求められていますと。私は、これは全く不正確な記述ではないかと思えます。急速な技術革新がなぜ将来の予測が困難な時代になるのか。私は説明が不当ではないかと思えます。そして、さまざまな可能性を持つ子供たちが困難に立ち向かうことを恐れずに新たな価値を創造できる人材に育成していくという位置づけはどこにあるのかと。これはどういう意味ですか。

○鈴木特命参事兼企画課長 急速な技術革新による将来の予測が困難な時代ということにつきましては、現在AIとかIoTといったような技術の革新がかなり予測されているということで、現在ある職業がそのまま将来、継続するかといったものがかなりの部分、AIなりといったようなところにとってかわられるという可能性もあるということで、子供たちが社会に出た段階で、我々の時代であれば、ある程度それが30年先が見通せたところなのですが、それが現在そういうような状況で、30年先の職業なり産業なりがあるかどうか見通せないような状況にあるということで、そういったところにも立ち向かっていくような子供たちの力をきちんとつけさせていくという趣旨で、こういった表現をしたところでございます。

○斉藤信委員 私が不正確だと思うのは、技術の革新が、将来予測が困難な時代と結びつくことが正確ではないと思うのです。技術の革新は世の中の進歩のためにあるのですよ。あなた方の書き方だったら、技術革新が将来の困難をもたらすような書き方になっているのです。科学技術の進歩というのは、社会の発展、私たちの幸せのためにあるわけでしょう。こういう書き方はないと思うのですね。

そして、その困難を子供に押しつけて、困難に立ち向かうことを求めると。この文章は教育的でも何でもありません。ぜひこれ検討してください。こんな悲壮な社会観は教育的ではありません。科学技術の進歩というのは、本来社会の進歩を意味するのだから、それは私たちの暮らしをよくするものにしないでほしくない、そういうものとして受けとめる

べきだと思います。

7ページの子供を取り巻く社会経済的な課題への対応で、家庭の経済状況による子供の学習環境や進学等への影響が指摘されています。子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な学習環境の整備と教育の機会均等を図っていくことが重要です。私は、これは全くそのとおりだと思います。逆にいけば、この課題は教育にとっても大変重要な課題だと思います。全国的に見ても子供の貧困率は13.6%で7人に1人ですよ。40人のクラスだったら数人いるわけでしょう。そういう子供たちが生まれ育った環境に左右されることのないような学習環境、教育の機会均等を得られるのかどうか。私は、これは本当に具体的で切実な課題だから、もっと立ち入って提起をされる必要があるのではないかと思います。だから具体的に、例えば子供の貧困率が13%余で7人に1人と全国的にも出ているわけだから、もっとリアルに指摘をし、そしてそれに対応する具体的な課題が提起されるべきだと思います。これの具体化はありますか。

○鈴木特命参事兼企画課長 子供の貧困につきましては、審議会でもさまざまな議論がございまして、余りリアル過ぎてもどうなのだったといった御意見も多くございまして、最終的にこういった表現に落ち着いたところでございます。

具体的な施策につきましては、それぞれ柱立てがございすけれども、53ページの柱立ての7の学びの基盤づくりにおいて、現状の課題の4に具体的な記述をさせていただいておりますし、54ページの目指す姿の4で就学に関するさまざま支援制度によりということ、学ぶことのできる教育機会が確保されているといったことをうたっています。

さらに取り組みの方向性としまして、56ページの4で、生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保ということで、具体的な取り組みを行うということで記載させていただいております。

○斉藤信委員 具体的というのは、現状の深刻さがわかるような記述にすべきだということです。そして、貧困対策で学校がどう位置づけられているかというプラットフォームの役割なのです。千葉県虐待事件も学校がかかわって、学校のいじめ調査のアンケートの中身に秘密は守りますと言っているながら、それが提供されるということもありました。私は、学校のプラットフォームとしての役割を、本来なら教育の課題としてもっとしっかりと位置づけられるべきではないのかと思います。

特に具体的な課題としては、就学援助の徹底ですよ。これは高田一郎議員も本会議で指摘したのですが、市町村間で数倍の開きがあるのです。市町村間で経済状況にそんな開きはないのです。違いは何かというと周知徹底で、その地域の風土みたいなものがありますが、本来援助を受けることができる児童生徒が、申請主義なので申請しなければ受けられない。そういうことは私はあってはならないと思うので、この点はもっと拡充が必要ではないのかということをご指摘しておきたいと思います。

次に14ページで、こういう提起があります。学校教育における目指す姿のところ、夢に向かって歩いていく子供たちを育てていくことが教育の使命ですと。これは私は少し単

純すぎるのではないかと思うのです。夢を見つけるのも学校教育の使命だと思うのですよ。何か夢を持って当たり前、夢を探す、夢を見つけるということも、成長の度合いで夢も違ってくるわけです。夢を持って当たり前で、その夢に向かってという単純な話ではないのではないかと。そういうことを教育の使命ということにいけば、私はちょっと深みのない提起ではないかと思いますよ。

15 ページに人生 100 年時代の到来が近づいていますと突然来るのですね。何ですか、この人生 100 年時代というのは。私は、5 カ年の教育振興基本計画でこういう提起が突然出てくることに大変違和感を感じただけけれども、人生 100 年時代と我々が直面している今の教育の課題がどうかかわるのですか。

○鈴木特命参事兼企画課長 この計画自体は5年間の計画でございますけれども、今回県の新しいいわて県民計画（2019～2028）の長期ビジョンで、10年を見据えたような議論がなされているということもございまして、ある程度先を見据えたような考え方ということも必要であろうということで、さらにそういった中で、社会教育なり生涯学習を考えていく上で、これから長い人生を生き生きとみずから学び続けられる環境づくりが必要ではないかといった考え方からこういった記述をさせていただいております。

○斉藤信委員 いわて県民計画にもこういう記述はなかったのではないですか。いわて県民計画で、健康・余暇で目標にしているのは健康寿命ですよ。今、岩手県の寿命は男性、女性大体80歳前後ですよ。しかし、健康で生きられるのは70歳ちょっとなのです。だから、その健康寿命を広げようというのがいわて県民計画の精神ではないですか。そういうときに突然人生100年時代なんていうことが教育の課題として提起されるのはいかがなものかと。私はここに違和感を持つ。これ語源は何なのですか、人生100年時代というのは文部科学省のどこかの文書に出てくるのですか。

○鈴木特命参事兼企画課長 先ほど斉藤信委員から御紹介がありましたとおり、計画については国の計画を参酌することになっておりまして、そちらにも人生100年時代を見据えた生涯学習の推進といった形で取り組みを行っていくということがございますけれども、そちらとの整合をとりながら記載したところでございます。

○斉藤信委員 余り深く検討しないで、文部科学省にそういう文章があるから持ち込んだというのではないですか。私は、岩手の教育の基本方針を立てるときに人生100年時代の到来というのは違和感があります。いわて県民計画のそういう立場からも違っているのではないですか。全然必要性を感じない。これは論争するつもりはないので、私はこれを見て本当に違和感を感じました。岩手の教育の基本計画で人生100年時代の到来というのは実感もないし、5年、10年の話でもないし、教育の課題に全然結びつかないのではないかと思います。

具体的ところで26ページですけれども、確かな学力の育成に、複雑で予測困難な時代の中でとここにもあるのですね。だから、こういう悲壮的な見方でこの計画がつけられていいのかと。これは本当に考えてください。そして、カリキュラム・マネジメントを確立

して主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をさらに推進する必要がありますと、これも文部科学省の方針にあるから書いたのですね。主体的・対話的で深い学びとは何なのですか。

○小久保学校教育課総括課長 学習指導要領の考え方に関するお尋ねでございます。新しい学習指導要領においては、まさに斉藤信委員からも御指摘されましたが、これからさまざまな課題に直面している中で、子供たちに自分で問題解決をする力を身につけていくといったことが大事だということが改めてうたわれているところであります。新しい時代を生きる子供たちに資質、能力といったものをつけていくといったこと、これは知・徳・体の生きる力を具体化したものだとして定義されますけれども、そういったことが大事だと言われております。そういった力を育成するためには、授業改善ということ、これまでの積み重ねを踏まえてさらにやっていく必要があるということでもうたわれております。

主体的で対話的で深い学びについて短く御説明したいと思います。主体的というのは要するに子供たちが主体だということで関心を持ったり、それを振り返って次につなげていくといったことを主体的学びと定義されているわけです。

対話的な学びというのは、子供たちの話し合い活動だとか、共同的に考えていくとか、教員とか地域の人との対話を用いて自分の考えを広げていくといったことが対話的な学びだといったことで整理されています。

深い学びというのは、いろいろな知識を相互に関連づけて深く理解するとか、いろいろな情報を、どの情報が大事で、どの情報がそうでないのかといったことを結びつけたりして考えを形成するとかといった、さらに自分の考えを創造していくといったこと、端的に省略して申し上げて恐縮ですが、そういったことを深い学びとうたっているところでして、これは本県においても大事だということで考えております。

○斉藤信委員 文部科学省が新しい学習指導要領でそれを提起した、それを丸々そのまま書いているとしか私は見えないのだけれども、本気でこれをやろうと思ったら二つの問題が出てきます。一つは、授業改善というのだったら、学校の先生が授業を準備する時間が保障されなくてはならない。今保障されていませんよ。今の勤務時間の中で、授業する時間がほとんどありません。(小西和子委員「教材研究」と呼ぶ)戦後どういう形で教員の勤務時間が設定されたかという、4コマの授業をやるのに4時間の授業準備です。それが8時間労働制だったのです。今、全然違うのです。コマ数は4コマから5コマ、多いときは6コマになっています。それに部活動も入ってくる。そうすると授業を準備する時間が1時間しか保障されていないのです。何でこれで授業改善ができるのですか。授業改善をやろうと思ったら、思い切って先生方のそういう業務負担を抜本的に改善して、大体1時間の授業に1時間の準備というのが文部科学省の考え方ですよ。しかし、それが全然保障されていない。こここそ打開しなかったら授業改善などは絵に描いた餅にしかならない。

もう一つ、子供たちにとってはどうなのか。主体的で対話的で深い学び。余裕がなかったら、子供たちはそういう学びはできません。しかし、これも議会で取り上げたのだけ

ども、子供たちは今、標準時数を超えて授業を受けています。ゆとりどころではなく、全国より岩手は必要以上に授業が多いのですよ。私は、このことを書くのだったら、先生方に授業を準備する時間を保障し、子供たちにそういう主体的で対話的で深い学びができるような余裕がなかったらできないではないですか。この二つの問題をまず打開することがなければだめなのではないですか。

○鈴木特命参事兼企画課長 教職員の働き方改革を進めて、そういった子供たちに向き合う時間をふやしていくということは当然必要なことでございまして、計画では、具体的に57ページの7番で、そういった有為な人材を確保、育成するということと、8番では、教職員の働き方改革を進めていくといったことで、そういった取り組みを進めていくということで計画に盛り込んでおります。

○斉藤信委員 働き方改革プランで改善されますか。されませんよ。大体授業の時数が減らなかつたらだめでしょう。

それで、これは私は前の常任委員会でも述べただけけれども、標準時数を超えて岩手県の小学校、中学校は授業をやっていますね。これは是正しなければだめなのではないですか。

そしてもう一つ、岩手県がやっている学習状況調査が先生方にさらなる負担を押しつけています。ただ、教育長は大変重要な答弁を本会議でも委員会でもやりました。こういう答弁です。新学習指導要領への移行による教科時間数の増加の動きもあり、学習状況調査について県教育委員会といたしましては他県の状況も参考にしつつ、教職員の働き方改革の観点も踏まえるとともに、市町村教育委員会の意見もお聞きしながら調査内容、実施方法のあり方など、今後の方向性について検討していきたいと。私は、見直しに向かって一歩前向きな答弁だったのではないかと思います。思い切って見直すべきだと思いますが、この答弁の真意をお聞かせください。

○高橋教育長 これからの時代は予測が困難だと。確かに斉藤信委員から御指摘いただいたように閉塞的な印象ということは、これは未来に向かって可能性が開けているということも含めながらの思いでこういう記述をしているのですけれども、困難というと、そういう受けとめ方をされますので、その辺の工夫はまた検討したいと思っております。

そして、学習指導要領の改訂が2020年度から段階的に小、中、高と導入されてまいります。それに適切に対応するということは本県の子供たちにとって、学校教育にとって、学力等を含めて円滑に移行することは極めて重要だと。そういう中で、授業時数等の増加等も小学校における英語の教科への移行等もございまして、働き方改革というものは待ったなしの状況で、これは現下の重要課題と考えてございまして、それで本県の働き方改革を全国でも早い段階で設定したということでございます。

それでは、働き方改革を推進するに当たって、これは一つのことをやれば解決するかというところだけではなくて、総合的にいろんな取り組みをすることによって教職員の健康の維持増進、そしてひいては教育の充実につながっていくという考えのもとで取

り組んでいかなければならないという思いで進めておりますけれども、本会議における答弁等につきましては、ただいま斉藤信委員から御案内があったとおりでございます。

ということで、これは県の学習状況調査のあり方についても、従来からのやり方をそのまま踏襲するだけではなくて、まさにそのあり方を含めて、本当に必要なかどうか、そしてまた見直すようなこともしっかりとやっていくということで答弁をさせていただいたところでございます。

○**斉藤信委員** 私は、県の学習状況調査の見直しの第一歩だと受けとめました。

それで、先ほど千葉進議員も取り上げた 28 ページの各種学習状況調査結果等のデータを活用したいいわゆる小、中、高一貫したデータの構築等に関する研究というのは、そういう意味でも新たに先生方の仕事をふやすだけで、何の意味もないと私も思います。子供たちの学習状況がわかっているのは担任であり、学校の先生なのです。結局データでそれを見ようとすれば、担任とその役割を軽視し、何でもデータになってしまう。違うと思いますよ。学校の先生は、一人一人が責任を持って子供の教育に当たっているのです。だから、それをしっかり保障することが、私は教育行政の責務だと思います。ましてや、今業務が多くて大変だというときに、新たに教員の仕事をふやすようなこんなデータの構築なんていうのは絶対にあってはならない。

例えば岩手県小・中学校学習定着度状況調査でいいますと、小学校 5 年生が試験をするでしょう。別の学年の先生がこの採点をするのですよ。だから、この負担は 1 学年にとどまらないのですよ。3 年生、4 年生の先生も、5 年生の学習状況調査の採点をしているのです。それは全く自分の担当とは違った仕事なのですよ。これが大変だと現場が言っているのです。だから、そういうことも含めて、これは今の働き方改革に逆行するし、教育の方法としても一人一人の先生の授業に責任を持たせる、授業をしっかり準備させるところに教育行政の責任は果たされるべきだと思いますので、ぜひこのことはあわせて検討してください。

それで 27 ページに戻りますけれども……

○**城内よしひこ委員長** 斉藤先生そろそろ……

○**斉藤信委員** もう時間ですか。では、ここで最後の質問にしますけれども、27 ページの関連するいわて県民計画の指標というところで、学力テストの指標がなくなったというのを私も、高く評価をしたい。ただ、この①、②、③、④は、全国学力テストのアンケート調査結果なのです。それも五十数項目にわたるアンケートをとっていて、とてもまともに答えられるようなものではないです。

そして一番重要なのは、例えば学校の授業がわかる児童生徒の割合という項目はないのです。よくわかる、次は何かというと、どちらかといえばあてはまるです。これは概念が全然違いますよ。厳密に言えば、あてはまるという子供たちだけがこの答えに対応するのです。それを大概あてはまるも含めると倍になってしまっていて、評価が全然違ってしまふ。

私は県民計画の議論のときにも言ったけれども、自己肯定感が低いというのが通説なの

です。文部科学省もそのことを問題提起して研究課題にしているのです。ところが、あなた方がやっているのを見ると、大概あてはまるとすれば37%が80%になるのです。こういうデータの使い方はすべきではない。全然正確ではない。私はこの学習状況調査のアンケート結果は、あてはまるというのだけがまともな回答だと思います。大概あてはまるまで拡大すれば倍になって、評価が全く違ってしまう。そもそも授業がよくわかるという項目は理科、算数、国語、こういうふうに聞いていますから、それを足して3で割ったり4で割ったりするような集計の仕方も余り正確ではない。

私はそういう意味で、これはいわて県民計画の指標なので、残念なことだけれども、皆さんにはそういうデータの使い方は正確を期してほしい。データというのは使い方によって全く違った結果になるのですから、私に言わせればあなた方は全く違った数を出しているのです。

最初の中間案のときには、授業がよくわかるというデータでは低く、半分にいかなかった。だから、私は半分もわからないでいいのかと問題提起したのです。そうしたら次に出たのはわかるが小学生は90%、中学生は77%ですよ。大概あてはまるも入れるとこうなるのです。こんな恣意的なアンケートの使い方はない。

部活動のところでは前向きな表現があったので、私はそのことは評価したいと思います。が、その今のところだけ答えていただいて、残念ながら時間切れです。

○小久保学校教育課総括課長 授業がよくわかることに関するお尋ねでございます。県教育委員会といたしましても、子供たちの実態に応じたわかる授業を進めていくことが極めて重要だと考えております。12月の議会におきましては、この指標については、授業がよくわかるには、授業がわかる、学習した内容を振り返っているという二つの質問の要素に両方肯定回答した児童生徒の割合が指標でした。肯定回答は肯定回答だったのですが、二つに両方という形だったので、指標の数字が低かったといった経緯については、これまで教育長等から御答弁申し上げたところであります。

今回の指標については、授業がわかるというのを単体で聞いているところがまず一つでございます。また、全体の指標の数が限られている中で、どの教科においてもわかる授業を推進していきたいという趣旨のもとにこの総合指標にしたというところでございます。

それから、このよくわかると、わかるというところの違いでございますが、斉藤信委員が御指摘のとおり、よくわかる子供たちがふえるということは、冒頭申したとおりこれは大事であって、これに越したことはありません。10年前にも斉藤信先生から同様の指摘をいただいたと承知はしておりますけれども、私どもといたしましては、確かな学力を育むために、自信を持ってよくわかるという回答をする児童生徒の割合を高めていくことが大切であると。それと同時に、わからないと感じている子供たちを一人でも多くわかる状況にする、すなわち4件法の質問でいえば、3、4につけている子たちを、わかるほうにシフトさせていくといったことも必要であると考えております。

また、この指標の低さというものが、ここはまさに数字の印象ですけれども、余り低い

現状値なり目標を出してしまうと、本県の授業がわかる子供たちはこんなに少ないのかといったような懸念を招くという印象についても考慮する必要があると考えましたことから、この現状の案のとおり、どちらかといえばも含めて指標にしております。

しかしながら、繰り返しですけれども、指標としてはこういう形ですが、これからの教育行政、学校での指導に当たってはよくわかる割合もふえていくかどうかということはきちんとフォローしていきたいと思えます。

○小西和子委員 まず、皆さんからも話が出ていましたけれども、指標項目から学力が全国平均以上の児童生徒の割合というのがなくなったこと、意欲を持ってみずからも進んで学ぼうとする児童生徒の割合に変えたということにつきましては高く評価したいと思えます。

それでは、まず計画の10ページの下に社会状況の変化云々、それからチームとしての学校云々と書いております。教員の超過勤務、多忙化解消は文部科学省が喫緊の課題として中央教育審議会、さらには特別部会まで開催しております。県教育委員会としてもスクラップ・アンド・ビルド検討会を立ち上げているわけですが、教員の負担、この一言でもうくくられてしまっています。今後の岩手の教育を考えた際、とても大きな課題であり、この一文だけでは県としての本気度が見えないのですが、いかがでしょうか。そして、チームとしての学校等云々と書いておりますけれども、具体的な施策の内容のほかにも多少示されてはおりますけれども、これは一つ大きな課題でありますので、項を起こして③としてつくるべきだと考えます。ちょっとここをまとめて聞きます。

それから54ページ、働き方改革のところをまとめて聞きたいと思えます。54ページに8番で示されております。そこに環境が整備されていますと最後に書いてはありますが、現場では全く実感がないと言っています。整備されていますと断言していいのでしょうか。目指す姿ではありますけれども、5年間しかないのです。5年間しかないのに本当に整備されていますと明言しても本当に大丈夫なのでしょうねということですか。

それから57ページにもありますし、58ページにもありますね、働き方改革のところですが、一番問題だと思えますのは、プランの目標が示されていないのです。教員の超過勤務の月80時間超えをゼロにするという県教育委員会の強い決意が見られません。これでは超勤、多忙化解消は進まないのではないのでしょうか。

そして、最後に58ページの4ですが、県教育委員会は、市町村教育委員会においても同様に行われるよう働きかけをしていきますとあります。具体的にはどうやっていくのかなということが全く見えません。

そして、61ページの、中ほどよりちょっと下に岩手県教職員働き方改革プラン、教職員の負担軽減の一層の推進を目指し、平成30年度からの3年間を取組期間として数値等の目標を示してありますが、数値が全くないのです。この冊子の中に目標が盛り込まれるべきだと思います。まず、その答弁をお願いします。

○鈴木特命参事兼企画課長 まず、数値のところを私から答弁させていただきたいと思

ます。

この岩手県教育振興計画を策定するに当たっては、審議会等でいろいろと御意見をいただいて、独自の数値目標とかを入れるかといった議論になったところでございますけれども、いろんな議論を経て、この計画では、県で策定している新しい県民計画の数値を参考数値として掲載することが適当ではないかという審議会の御意見等を踏まえまして、独自の目標の数値は設定しないという形で最終的な議論がまとまったところでございます。そのような形で新しい県民計画の数値を参考数値ということで掲げさせていただいております。用語解説の6の数値を示しというのは働き方改革プランの中で、そういった数値を明示することにより重点的に取り組みますといったところでの解説をしているところでございます。

○永井教職員課総括課長 ただいまの答弁の中で、働き方改革プランの中に個別の計画指標を設けていると答弁申し上げましたけれども、働き方改革プランの中には、それぞれ取り組み項目に応じて、今風でいえばK P Iと申しますか、進捗指標を設けているものがございます。例えば外部人材の登用の話もございましたけれども、スクールサポートスタッフの配置人数であるとか、あるいは学校徴収金の非常勤職員の配置、それから部活動の適正な運営については部活動指導員の配置人数でございますとか、部活動の休養日の基準を満たしている学校の割合といった個別の指標をそれぞれ設けております。

○小西和子委員 済みません、時間がないので。長々と答弁をすると私の質問が減るからいいなと思っているかもしれませんが、私が言っているのは超過勤務の月80時間オーバーをゼロにするとやったじゃないですか。言いましたよね。超過勤務の80時間はこうします、100時間はこうしますと、あれだけでいいのです、あれをきちんと盛り込んでください。

では、次にいきます。今教育現場で問題になっているのは、教材費等の教育予算が十分に確保されていないということです。何度も言いますが、盛岡市は措置率2割ですからね。その充実は不可欠であります。子供の貧困云々かんぬんも言われていますけれども、消耗品費がなくなって、保護者から集金してそれに充てるということまで行われているのです。ですから、教材整備指針を文部科学省が作成しておりますけれども、計画を実効あるものにしていくことが必要と考えております。全くそれが示されていません。いかなものでしょうか。

それから、10ページ、11ページですけれども、県教育委員会の人たちは御存じないかもしれませんが、うんと困っているのは保護者のクレーム対応です。非常に多くなってきていますし、非常に困難になっております。校長も教育委員会も対応に苦慮しているという事実がふえております。個人的に弁護士に相談している教職員もおります。そこで、スクールロイヤーの導入を進めるべきだと考えますし、同時に校長とか教育委員会職員が弁護士の研修を受けるといったそういう研修を新たに設け、対応の仕方を学ぶべきだと考えます。短く答えてください。

○永井教職員課総括課長 スクールロイヤーについてのお尋ねがございました。学校現場において、教職員で対応が困難である事案について、法的な側面のアドバイスを必要とする事案が多くなっております。内容に応じて県教育委員会事務局が県の法務担当に相談するとか、一部の市町村教育委員会においては、各団体の弁護士を活用しているということもございます。文部科学省がモデル事業といたしまししょうか、調査研究に着手したということもございますので、こういった国の動向等も踏まえながら、法的な対応を含むサポート体制の強化について、今後研究してまいりたいと思います。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 教材費の整備についてでございますけれども、県内の市町村におきましては、平成22年度はおよそ4億3,000万円の実績でございましたけれども、今小西和子委員からお話のありました、平成23年4月に文部科学省から教材整備指針が示されたことによりまして、平成23年度から平成25年度までの3カ年の平均ではおよそ6億600万円の実績となっております。それから、平成26年度から平成28年度までの3カ年平均ではおよそ6億2,300万円となっております、各市町村においては適切に判断して整備が進められているものと認識しております。

○小西和子委員 だから、その項目を設けるべきではないですかということを行っているわけです。では、次に進みます。23ページの4のポツ二つ目に、小学校教員の英語指導力向上云々かんぬんとあります。業務がふえておりますので、ぜひ少人数学級分を加配で賄っている分、お金をかけて専科を入れるべきだと思います。まとめてほかも聞きます。

それから、先ほどの28ページでございますけれども、授業改善云々を支援するとありますが、支援には全くなりません。これでは多忙化に拍車をかけるようなものです。この際で言おうかと思っていたのですけれども、岩手県小・中学校学習定着度状況調査に当たって、その1回分の採点に何時間かかっているか御存じですか。

○小久保学校教育課総括課長 短くお答えしますが、この採点につきましては児童生徒の人数なり教員の人数によって異なっておりますので、一概に何時間かかるということはお示しはできないと思います。しかしながら、この調査の採点、それから入力、集計といったことに一定の時間を要すると、調査の意義についてはここでは申し上げませんが、こういったことについて時間を要する等、教員の負担につながっているという御意見があることも承知をしておりますので、先ほど教育長から答弁申し上げた、この調査のあり方を検討するといった中の検討課題の一つになるかと考えております。

○小西和子委員 調査によりますと10時間以上かかっているとアンケートに答えている教員が半数以上おります。それから、ここが大事なのです。結果が生かされていますか、いいえが70%近く、中学校も同じ傾向です。授業改善に役立っていますか、いいえが5割、6割と、現場では役に立っていないのです。なぜかという、白ゆりテストを中学校で毎月のようにやっているのです。だから、子供たちの苦手なところはどこかというのはもう細かく把握しているわけです。それをさらに、こういう多忙化が促進される学習定着度調査が行われているということ。ビックデータはやめてください。こんなことをして何

になるのですか。子供たちの能力を決めつけないでください。そして、事前にみんな練習しています。練習するなど言っただけで、みんな何週間も前から練習しているのです。これは後で言います。

次に進みます。33 ページに学校司書とありますが、まさか教員に司書の資格を取らせるだけなのではないですよということをお聞きしたい。

○永井教職員課総括課長 県立学校において司書教諭の資格がある方もございますし、それから学校司書の拡充については、先ほど千葉進議員のところでも申し上げたとおり、その拡充、資質向上について取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 専任の司書をきちんと配置するようにしていただきたい。

部活動のことでありますが、36 ページの4 に部活動について云々書いております。部活動への参加を義務づけたりすることがないように留意するとともに、これは校長先生たちへ周知をしているのですか。みんな知らないと思いますけれども、どうなのでしょう。

それから、38 ページにありますけれども、ここも部活動は生徒の義務的活動ではなく自主的な、自発的な活動であると言っておいて、その後に大会で勝つことのみを重視するのではなくとありますね。その後、練習を強いることのないようにとあって、その7行下にスポーツ特別強化指定校に対し優秀指導者を長期的に配置しますと、これは全く矛盾するものではないのですか。本来の教員の業務は何でしょうか。競争主義に拍車がかかるのではないのでしょうか。部活動についてお伺いします。

○荒木田保健体育課総括課長 まず、義務的な活動ですが、校長への周知につきましては市町村教育長会議等で教育長から、そして私のほうからも説明して周知を図っております。この教育振興計画案、そしてまたいわて県民計画（2019～2028）にも記載しており、それが認められましたならば、それもまたあわせて周知を図っていきたいと考えております。

引き続き、スポーツ特別強化指定校に対しましては、子供たちの中には自分のスポーツをもっと伸ばしたい、専門の種目をやりたいというところに、これは高校でありますけれども、特別強化指定校を指定しまして、子供たちの能力もどんどん伸ばしていきたい、競技力の向上につなげていきたいというところがございます。あわせて、そこに指導者がいなければ、能力を伸ばすことができないものですから、優秀指導者を配置しながら子供たちの能力をより伸ばしたいという思いでの制度でございます。

○小西和子委員 さまざまな問題が起きている中で、全く変わらない勝利至上主義の部活動が今後も続けられるのではないかと危惧する記述であります。

それから44 ページで、特別支援教育の多様なニーズへの対応というページですけれども、インクルーシブ教育のことを言っていると思うのですが、合理的配慮が全く示されていないのはなぜでしょうか。

○佐藤特別支援教育課長 この教育振興計画の中には、合理的配慮あるいは基礎的な環境の整備というところについては記述しておりませんが、それぞれ個別の指導計画あるいは教育支援計画を立てること等としながら、特別な支援を必要とする児童生徒への合理的配

慮を担保していくというとなっております。

○小西和子委員 普通学級におけるという捉えでよろしいのですね。

○佐藤特別支援教育課長 新たに改訂されました学習指導要領の中におきましては、特別支援学校、それから特別支援学級、そして通級指導教室において、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を立てるということが義務づけられており、また通常の学級においては、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個別の指導計画等を策定することが努力義務という形で示されているところから、本県においてもそのような形で進めていきたいと考えております。

○小西和子委員 では、57 ページの一番下に留守番電話等によると記述しておりますけれども、これは予算計上されているのでしょうか。

○永井教職員課総括課長 留守番電話につきましては、現在平成 30 年度において県立学校 2 校で試行しております。平成 31 年度についてはその試行の結果等を踏まえて、留守番電話導入等についての検討を行いたいと考えております。

○小西和子委員 5 年間で全部に入れるという捉えでよろしいのですね。

○永井教職員課総括課長 いずれ導入状況等を踏まえて、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 では全体的に言いますけれども、日本は教育に対して予算をつけない国であります。その中でも岩手県は一生懸命おやりになっていることは重々わかりますけれども、少人数学級をやっと小 1 から中 3 まで実現できました。よかったなと思っています。ただ、加配に頼ってましたね。今回 30 クラスで、30 人の加配がほかの学校からはがされて、そこに配置されたわけです。小学校 1 年生は定数改善されていますが、小学校 2 年生からですから、2、3、4、5、6、中 1、中 2、中 3 と 8 学年の分です。どのくらいの加配を少人数学級に入れているのでしょうか、大体の概算でいいです。

○荒川小中学校人事課長 概算であります。220 名程度であります。

○小西和子委員 他県では、県単で少人数学級の担任分の人件費を賄っているところがほとんどです。ですから、その 220 人分が、本来であれば、例えば支援を要する子供たちのところに加配で入るといった形で、教育の充実ということで生かされる配置になろうかと思えます。荒川小中学校人事課長が以前、教育長が所信表明をする前に、私が質問したときに、地方の学校からはがして盛岡とか沿線のところに持ってくるというのちょっとという話をされたので、私はその気持ちがよくわかります。人が足りないとどこに行っても言われております。ですから、岩手県の目指す次の姿は、他県と同じように県単で、少人数学級でふえた分の担任の人件費を賄っていただきたい。

ですから、岩手県の教職員は何人分も頑張っているのです。そして、この際でも言いますけれども、臨時の教員が配置されていないところも幾つもあります。ですから、身を粉にしてコマネズミのように働いているのが岩手の教職員だと私は思っております。その中で、体を壊しても、ちょっとぐあい悪いと思っても病院にも行けずにいるわけです、1 人

が抜けたらもう回らないからです。そういった状況が続いている、だけれども、この岩手県教育振興計画に、これなら教職員が子供としっかりと向き合って勉強を教えることができるのかなど、あしたの教材研究にしっかりと取り組む時間が持てるなどというところが何一つ見られなかったのです。多忙化にさらに拍車をかけるような計画だと思ったのは私だけでしょうか。岩手の子供たちをどうぞ救ってあげてください、岩手県の教職員を、何としてでも教員になりたいという方をふやしていただきたい。

何年前か、名前を言うとまずいので、ある教育次長が、娘さんに教員になりたいと言われたときに、俺よ、娘に、教員になったら大変だ、体もたないからやめろと言ってやめさせたのやと言ったから、教育次長をやっているなら変えろよと私は思ったのですけれども、それが実感だと思います。ということで、岩手県教育振興計画に働き方改革がどのように生かされて、岩手県の教育をどのようにこの5年間進めていきたいという思いが詰まっているのか、教育長にお伺いして終わります。

○高橋教育長 これまでさまざまな機会に申し上げさせていただいておりますけれども、これからの社会をつくっていくために教育の重要性というのは、皆さん異論のないところだと思いますし、まさに教育は社会経済の礎ということで極めて大事な分野であると思っております。

今回の教育振興計画につきましては、新しい県民計画とベクトルを合わせながら、学校教育においては岩手の子供たちをしっかりと育てていくと、その環境整備をやっていきたいということで盛り込んでおりますし、それから学校教育だけではなくて、子供たちが将来社会人として、そしてまた高齢化社会に突入する段階でも生き生きと県民として生活していくための社会教育の重要性ということについてもその方向性を示させていただいたところでございます。

働き方改革のお話を随分頂戴いたしましたけれども、これはまさに教員が生き生きと働いて、そして教育の充実を実現していくために、避けて通れない喫緊の課題であるというように考えておまして、その具体的な中身については働き方改革プランの中にさまざまな取り組み方向を示させていただいたところでございます。いずれ小西和子委員からお話をいただいた点につきましては、岩手の教員は本当に高い志と、そして使命感を持ちながら一生懸命やっているということでございますので、その努力に報いられるような環境整備に、教育行政としてしっかり市町村教育委員会と力を合わせながら取り組んでいかなければならないという思いでございます。

○郷右近浩委員 何点か質問させていただきたいと思います。まず、この計画案の29ページには、先ほど千葉進委員からも話がありましたとおり、接続詞とかそこら辺が何だかわかりづらいとか、僕自身もなかなか使わないような表現があります。例えば29ページの早寝早起きを心がけや、32ページの下に、課題に立ち向かう姿勢を身につけたりすることができるようにとありますが、身につけるようでいいのではないかなんて思ったりとか、恐らくパブリックコメントであつたりとか、この間いろいろな意見等を盛り込んでい

く中で、全体として言い回しであったり、接続詞であったり、そうした中で言葉が重複してしまったり、かえって難しくしてしまったのかということでは拝見させていただいておりました。千葉進委員からもありましたけれども、教育委員会がつくる計画ですので、その部分については、全体を見直していただいた上で、きちんとした文章になるような形にぜひ進めていただければと思うところでもあります。これについては、特段コメント等は要りません。

それと、部活動について、38 ページの中ほどの部分ですけれども、部活動に対する指導員の配置等、先日も報道等で県内の中学校に指導員を配置するという報道がありました。ただ、それぞれの学校に1人配置したらいいという話でもないと思いますし、部活動指導員に関しては、指導できる時間も含めて、いろいろなことの検討であったりが必要だと。だからこそ恐らく、ここにいろんな形での推進会議であったりとか、そうしたものが記載されているということでは認識します。逆にこうした中で、教職員や保護者であったり外部指導者による部活動連絡会の開催などということが入っていくと、教職員がますます忙しくなっていくのではないのか。システムをつくるために時間をとられるというか、これはある程度ローリングで回ってきてしまえばちゃんと問題ないということで、立ち上げることが確かにひどいのだろうなというふうに思いますし、そうした中で今模索しながら進めていくというのがあらわれていることだと思いますけれども、計画自体をこのような形で作ってしまうと、どちらかというシステムをつくる、そして維持に対して、そこに思い切り時間がとられてしまうのではないかということに危惧するものであります。

ですので、私自身は、部活動指導員ももう少しシンプルでいいのではないかと思いますし、そうした中で、先日報道で見た、各中学校に1人ずつなんていう話でも決してないと思います。それぞれ部活動指導員という制度をつくった際には、もちろん学校の教職員の方々の多忙化解消という側面、それから子供たちに対してさまざまなスポーツの機会の提供であったり、その中でもいい指導を与えるといったいろんな側面があって、この部活動指導員というのが、お互いウイン・ウインの関係になるようにつくられたものだと思います。そうした中で、部活動指導員に対してのこの表現の意味合いというのは、私の先ほどのような認識でいいのか。また、この部活動指導員について、指導者研修であったり、さらに連絡会であったり、どのような形で進めようとしているのかも含めて御答弁いただきたいと思います。

○荒木田保健体育課総括課長 部活動指導員の御質問でございますが、郷右近浩委員御指摘のとおり、各校に1人というところは予算上そういう積算で組んだものでございますけれども、学校、また市町村の実態を踏まえて、要望に応えながら進めていきたいというのがこれからの取り組みであります。また、部活動指導員といいますと運動部だけのような感じがしますが、当然文化部もございまして、学校のニーズに応えながら進めていきたいというところでございます。

あと国のガイドラインも含めて県の方針を立てさせていただきましたし、そしてそれに

基づいて、市町村の方針策定が年度内にもほぼ完成するというので、それによって、中学校であれば市町村の方針に従って、指導者だけでなく、保護者も外部の部活動指導員も共通理解のもとにやっていくといった場合に、中学校のほうではほぼ年度当初に会議を持てるような仕組みづくりになっておりましたので、高校にも中学校の例を示しながら、共通の認識のもとで適切な部活動、子供たちにいい部活動をさせたいというところがございます。郷右近浩委員の御指摘のように、部活動指導員は働き方改革の一つでもありますし、専門的な指導が難しい先生にとっては非常に役立つ指導員になりますので、こういうものを活用していきたいというのが私どもの考えでございます。

○郷右近浩委員　そうですね、奥州市の地域でモデル事業の際に中学校で部活動指導員に入っていて、モデル事業の中で課題というのがいろいろ見えたと思います。その方は総合型地域スポーツクラブから入っていったのですけれども、そうするとそれだけが仕事というわけにもいかないですし、なかなか難しいと。総合型地域スポーツクラブ自体がちゃんと人を雇えて、いろいろな仕事も含めて、その中でさらに派遣事業ではないのですけれども、そういう形でやっていけるような、ちゃんとそれが回っていくような形であればいいのかなと。総合型地域スポーツクラブの側でも、逆にいろんな課題点というか、こう進めたらいいのではないかということで、そうした話を私も伺っております。ぜひ両者が本当にいい形で進められるように、そうした中でここの表現をどうすればいいのかというのは私もちょっと悩ましいところですが、いろんな形で考えていただきたいと思います。

その前段の部分ですけれども、先ほど千葉進委員からもありましたが、部活動は生徒の義務的活動ではなくといった記載についてです。奥州地域の中学校で、スポーツ部に属さない子供たちが入る何でも部があり、そこにとにかく籍をおさめて、そしてそれぞれその中の子たちが総合型地域スポーツクラブに行きサッカーをやってみたり、さらにはそこからスイミングクラブに入ったりしております。ただ週に1回はミーティングをやるという形で、学校の部活動ということで取り組んでいるところがあります。学校教育現場サイドだと、それぞれ部活動に入らなければいけないというこれまでの慣例であったり、それから外のスポーツクラブであったらいいのではないかといった部分との、今まさに過渡期中で、迷いながらみんな進めているのではないかと思います。私は、それはそれですばらしい取り組み方だと思っております。ただ、取り組みはすばらしいのですけれども、学校の中で、部活動はきちんとみんなが入っていなければいけないものという捉え方が、いつになればここに記載されているような考え方に変わっていくのかという部分であったりというのは、これから詰めていかなければいけないことなのだろうと思っております。ぜひその部分も、ここは文章でいえばこのとおりでいいと思いますけれども、きちんと加味した上で進めていただければと思います。

さて、最後に1点なのですけれども、きょういただいた資料No.1のその2の取り組みの視点の中ですが、偉人、またさらには文学者ということで先ほど話がありました。原敬先

生、後藤新平先生、新渡戸稲造先生と名前が載っております。これにパブリックコメント等での意見が出た中で、石川啄木を入れたという話であります。ただ、そうなってくると、例えば私であると、奥州市出身であるので、斎藤實先生はどうかのだろうという部分であったりとか、高野長英先生はどうかのだろうという部分、大瀧詠一を入れてくれというのはやっぱり間違いだとは思いますが、いろんな部分が出てくると。これが県内でも各地区からそれぞれのそうした地域で、皆さん方が尊敬していらっしゃる方々をぜひ盛り込んでいただきたいという思いというのが強く出てくるのではないかなと。私も斎藤實先生は絶対入れてほしいと思っています。だとするならば、例えばここにはあえて名前を追加していかないで、いっそのこと伝統文化で切った後に、多くの偉人、文化人を輩出してきたという表現で、名前は全部載せないといったほうがシンプルなのではないかと思うのですが、斎藤實先生の名前を入れることを含め御所見をお伺いします。

○鈴木特命参事兼企画課長 御指摘の偉人のことですが、県内出身の方でまだまだいろんな偉人の方がいらっしゃるかと思います。この表記につきましては、新しいいわて県民計画（2019～2028）の長期ビジョンで同様の表現がございまして、その中で出ている偉人の方々からピックアップをさせていただいております。その長期ビジョンの中には石川啄木も入っておりましたので、石川啄木については御指摘をいただいたので、その範囲で入れてもいいのではないかとこの考えに基づいて入れたところでございます。今郷右近浩委員からいただいたとおり、地域の方々からいろいろ御意見が出てくるところも確かにそのとおりでございますので、今の長期ビジョンの範囲で記述をするのか、またはあえてそういう個別の名称については使わないで、多くの偉人という形で整理をするのかということについては、きょういただいた御意見等も踏まえまして、検討させていただきたいと考えております。

○郷右近浩委員 ぜひ御検討いただきたいと思ひますし、長期計画というベースがあつてという話ではありますけれども、私も次期総合計画調査特別委員会の委員長職でいろいろやっていたものですから、しっかりそこところは拝見させていただいていないというか、見て漏らしてしまいましたが、だとするとせっかくだから、こちらの計画には斎藤實先生を入れていただくことを要望して終わります。

○高橋孝眞委員 計画案なのですが、私はいつ、この案が取れるのかということを知りたいと思ひます。この内容について、一番最初に説明を受けまして、審議会で答申を受けた。そして、答申は3月4日に受けているのですが、きょうは19日だが、まだ案だと。では、誰が計画を確定させるのかということがちょっと疑問でありますし、最初に斎藤信委員が言いましたけれども、この計画そのものについては、議会で今まで決めておいたのではないかとこの話がありましたけれども、10年前といひますか、平成21年度に策定された岩手の教育振興は議会で提案されたということなのではないかと、その辺をお聞きしたいと思ひます。

○鈴木特命参事兼企画課長 まず、岩手の教育振興の取り扱いでございますけれども、こ

ちらは位置づけといたしまして、学校関係者のガイドラインという位置づけにしておりますので、教育振興につきましては議会に報告といったことはさせていただいていないということでございます。

それから、今回の教育振興計画の決定は誰がするのかということでございますが、これは教育委員会の定例会で議案として説明をさせていただいて、教育委員会の定例会で御承認というか、議決をいただいて決定をするということでございますが、本日いただいた御意見等も踏まえまして、今後、教育委員会会議で成案を出して議決をいただくということで考えております。

○高橋孝眞委員 条例なのかどうかよくわからない部分がありますが、先ほども斉藤信委員が言いましたけれども、この計画そのものは議会の議決事項ではないかというお話がありました。そうしますといろんな部分の計画も議会提案をしなければいけないのではないかという内容で、委員長から報告を受けたと思っています。それはどうなのですかね。最終的にこの計画というのは、議会提案する必要はないのだという整理でよろしいのですか。

○鈴木特命参事兼企画課長 県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例の現行の運用につきましては、1月に開催しました当委員会で、条例を所管する政策地域部とも調整をいたした上で御説明させていただいたところでございまして、現行の運用によりますと、法定計画については議会の議決事項としていないという運用をしておりますので、そのように運用させていただきたいということでございます。

○高橋孝眞委員 そのように運用させていただきたいのではなくて、そのとおりですという整理でないと、これはかけなければいけないのではないかというのであれば、議会の議決が必要だと思いますし、かける必要ないのだというのであればはつきりとかける必要がないという整理をしてもらわないと。かけなければいけないにもかかわらず、かける必要なかったという説明で終わりにしてしまうと、委員会としてもおかしい結論になるのではないかと思うのですが、その辺はどうなのですか。

○鈴木特命参事兼企画課長 失礼いたしました。そういう条例を所管している政策地域部とも協議をいたしまして、そういう整理をしているということでございます。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、次にいわて特別支援教育推進プラン（案）について発言を許します。

○佐藤特別支援教育課長 新たないわて特別支援教育推進プラン（案）について御説明申し上げます。資料の1枚目をごらんください。

1、策定の趣旨につきましては、本県特別支援教育施策の基本的な考え方や具体的施策の方向性を示し、広く県民との連携・協働のもと子供一人一人の教育的ニーズに応え、共に学び、共に育つ教育のさらなる推進を図るものでございます。

2、いわて特別支援教育推進プランの位置づけですが、計画期間につきましては、12月

の議会において御説明した内容でもありますことから省略させていただきたいと思っております。

本推進プランの策定につきましては、これまで外部有識者から成る策定検討委員会において4回にわたって審議いただいております。また、保健福祉部と共同設置しております岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会においても御意見を頂戴しながら案としてまとめ、パブリックコメントを昨年12月12日から本年1月11日までの1カ月間実施いたしました。県民の皆様から47件の御意見が寄せられ、それら御意見を踏まえながら、今回いわて特別支援教育推進プラン（案）として取りまとめたものでございます。

次に、新推進プランの構成と主な施策について、パブリックコメントの御意見と新推進プランへの反映内容を含めて御説明いたします。資料はA3判横の概要版をごらんください。本県の課題につきましては用紙左側、現行推進プランの取組後の主な課題として三角印を付して示させていただきました。次に、新推進プランの目指す姿、基本理念、方向性と具体的施策についてでございます。目指す姿、基本理念につきましては現行の推進プランを継承するものとしております。また、国の動向や本県特別支援教育の課題等を踏まえながら、現行の推進プランと同様につなぐ、いかす、支えるの三つのキーワードごとの施策の方向性と18の新規重点施策を含む39の具体的施策により構成しております。概要版では主となる施策について載せております。

一つ目のキーワードであるつなぐは、就学から卒業までの一貫した支援の充実をあらわしたものであります。取り組みの方向性として、早期からの継続した教育支援体制の整備、卒業後を見据えた支援の充実を設定いたしました。

早期からの継続した教育支援体制の整備の具体的施策につきましては、教育支援のためのガイドラインに基づく早期からの教育相談・支援として、同ガイドラインについて各市町村の就学事務担当者への理解促進に加え、パブリックコメントに寄せられた御意見をもとに保健福祉、幼児教育担当者への理解の促進についても丁寧に行っていくこととしております。あわせて市町村において就学に関するリーフレット等を作成・活用して保護者への事前の情報提供や丁寧な相談支援に取り組んでまいります。また、引き継ぎシート等の活用による継続した支援として、就学や進学時の引き継ぎや医療機関等との情報共有に資する引き継ぎシートの作成と全県的な導入に取り組むこととしております。

卒業後を見据えた支援の充実の具体的施策として、就労支援ネットワーク会議、地域企業との連携によるサポーター企業の周知・表彰、特別支援学校技能認定会などに取り組み、高等学校、高等部段階の生徒の進路、就労支援の充実に努めてまいります。

二つ目のキーワードであるいかすは、各校種における指導・支援の充実をあらわしたものであります。取り組みの方向性として、地域資源等を活用した指導・支援の充実、多様なニーズに対応した指導・支援の充実、そして連続性のある多様な学びの場の充実を設定しております。

地域資源を活用した指導・支援の充実の具体的施策につきましては、地域における特別

支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援として、特別支援学校を中心に小中学校等の特別支援教育コーディネーターとの連携体制の整備を図るとともに、小中学校等の特別支援教育コーディネーターの中核となる教諭の養成等に取り組んでまいります。

次に、多様なニーズに対応した指導・支援の充実の具体的施策につきましては、学習指導要領の改訂等を踏まえた研究や、新たに特別支援学級等の担任となった教諭を対象とした3年間の継続的ステップアップ研修を総合教育センターを中心に実施し、教職員の専門性向上につなげてまいります。

連続性のある多様な学びの場の充実の具体的施策につきましては、交流籍を活用した交流及び共同学習に加えてスポーツ活動、文化芸術活動を通じた交流及び共同学習についての取り組み、全ての学校において障がいのある児童生徒との交流及び共同学習を推進していくこととしております。

三つ目のキーワードである支えるは、教育環境の充実と県民理解の促進をあらわしたものであります。取り組みの方向性としましては、児童生徒の多様なニーズに対応した教育諸条件の充実、共生社会の形成に向けた特別支援教育に関する県民の理解の拡大を目指してまいります。

多様なニーズに対応した教育諸条件の充実にかかわる具体的施策については、特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備、特別支援学校の整備計画の策定、地域に根ざす特別支援学校分教室の運用に取り組んでまいります。

また、医療との連携による多様な学びの場の保障につきましては、長期入院している高校生への学習保障を含めた長期入院児童生徒への訪問教育等の拡充についても取り組んでまいります。特に長期入院している高校生への学習保障につきましては、来年度の検討と同時に、実施可能な取り組みにつきましては来年度から取り組んでまいりたいと考えています。

共生社会の形成に向けた特別支援教育に関する県民の理解の具体的施策の中の県民向け公開講座につきましては、広報活動も含めてさらに充実したものとなるように取り組んでまいります。

以上、つなぐ、いかす、支えるの三つのキーワードによる施策を関係する部局や担当課と連携しながら特別支援学校のみならず、全ての学校や地域において展開していくとともに、共に学び、共に育つ教育の推進につなげてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○城内よしこ委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○千葉進委員 まず、私自身教員の初任がみたけ養護学校ということで、障がい児教育に3年間携わっていました。同期採用だった人たちが30人ぐらいいて、私と同じように高校に行った人、それから高等学校教諭専修免許状だったけれども、岩手大学に行って障がい児の特別免許を取って、さまざまやって、私にとっての原点なのですからけれども、それで一番気になっているのは卒業した後のことなのです。

小学部、中学部、高等部という形で、高等部を卒業した後をどう見据えているのか。確かにこの言葉の中では社会へとか、いろいろな形の部分があります。例えば13ページでは特別支援学校等と地域企業等との連携という形の中で就労支援等に関する情報の発信。ただ実際のところ、高等部で進路を担当している教職員が非常に苦労しているというのは十分御存じだと思います。それこそ盛岡市ならば、いろんなところに教職員が車で探しに行ったりとか、いろんな形があつたりするので、大変だということもわかっているのですが、その彼らが卒業した後どうするのかという部分を、この中ではどのような形で訴えていて、多くの県民の皆さんに理解していただこうとしているのかをまず教えてください。

○佐藤特別支援教育課長 まず、高等部を卒業した生徒が社会の中で自立あるいは社会参加していくためには、特別支援学校の小学部、中学部、高等部と一貫した教育の方針のもとに指導あるいは支援を進めていくことが大切だと考えます。その中で、千葉進委員御指摘のあったとおり、推進プランの中で特別支援学校と地域企業との連携協議会を設置すると。そして企業の参加をふやしていくというところを推進プランの中で記述させていただきました。地域の企業の方に特別支援学校の教育であるとか、あるいは生徒に対する理解を深めていただくこと、そしてそのことを通しながら地域社会の中で就労、あるいは生活をしていくというところにつなげていきたいと考えております。

○千葉進委員 それは十分わかるのですが、障がいによっても違う部分があるわけです。今お話しした部分はお互いに、それこそ知的障がいの部分なのですが、肢体不自由の方々、あるいは私も実際に訪問教育をした中には、寝たままの子供や、日を当てたらだめだというので窓を締め切って授業をするという子供たちもいたわけですが、そういった方々に対してのフォローアップというか、学校を卒業し、では、その後はというところ、働かないにしても施設とか、学校を卒業した後の就労以外の部分をどう考えているのか教えてください。

○佐藤特別支援教育課長 卒業後に一般就労をされなかった卒業生への対応ということでございますが、特別支援学校とハローワーク、それから市町村保健福祉担当課あるいは広域振興局、福祉事業所等がメンバーとなりながら就労支援ネットワーク会議で、就労とはついてはいるのですが、卒業後の子供たちを見守るネットワーク会議を設置しております。その中で、卒業後の生徒の現在の状況等、情報を共有しながら必要な支援を考えていくという取り組みを行っております。また、関係機関、保健福祉あるいは医療機関等との連携を進めながら、十分な支援が行われるよう今後も取り組んでいきたいと考えております。

○千葉進委員 言わんとすることはわかるのですが、実際それは非常に難しいという事実があるわけですので、そういったところはやはり多くの方々に理解していただくしかないだろうと思います。はっきり言えば、教員に一番理解してもらわなければいけない部分があると思うのですが、そういう面で、例えば19ページには交流及び共同学習の充実という形の中で、幼稚園があり、小中学校があり、そして高等学校とあります。特別支援学校の

近隣高等学校と交流という形で、生徒の交流も必要なのですが、教職員もそういった部分の理解がなければ、対応の仕方というのは非常に難しい部分があるかと思うのです。そういう面で、私の地元の場合だと、千厩の一関清明支援学校の小学部が千厩小学校に行く、中学部が千厩中学校に行くという形で、小中学校それぞれ交流して育ってきているわけです。中学卒業した後、千厩の子供たちはバスで一関清明の高等部本校に行くという形なわけですが、何人かからは千厩でできないのかという話も言われるわけです。今までは紫波総合高校、今回はそれに前沢高校が入った中で、そういう子供たちが交流するという部分の予算もつけられているのですけれども、今後どういう形でそういったものを進めようとしているのかお伺いします。

○佐藤特別支援教育課長 通級による指導の今後の見通しについてでございますが、県教育委員会としましては、高等学校特別支援教育コーディネーター研修会などの研修の場において、昨年度取り組んだ文部科学省の委託実践研究の成果をまとめた高等学校における通級による指導実施のための手引を活用しながら研修を行うとともに、指導主事が学校訪問等の機会を活用しながら、各学校における通級による指導の理解が深まるように取り組んでいきたいと考えております。

また、通級による指導の導入を検討する学校に対しましては、既に運用を開始している紫波総合高等学校などの実践を参考にしながら、相談や助言等の対応を進めるなど制度の拡大を図り、各高等学校の特別支援教育の充実が図られるように進めていきたいと考えております。

○千葉進委員 紫波総合高校と福岡工業高校でしたっけか……（佐藤特別支援教育課長「前沢です」と呼ぶ）今度は前沢高校ですね。何かそういった部分で、こういう特徴がありましたとか、こういう問題がありました、あるいはこうできましたという何か報告できるものがあつたならばお伺いしたいと思います。

○佐藤特別支援教育課長 今年度は紫波総合高等学校が実践校となっております、また前沢高等学校につきましては、平成31年度からの実施になります。紫波総合高等学校の取り組みにつきましては、ソーシャルスキル基礎を学校設定教科として教育課程に位置づけ、生徒の社会性とかコミュニケーション能力を高めるような指導を進めております。対象生徒の個別の支援指導計画に基づきながら、指導実践を通じて指導効果の向上を目指しながら、指導教材とか指導内容の工夫に取り組んでおります。6月の議会でもお伝えしたことでございますが、個別に対応するのは来年度からとなっておりますので、その成果等がありましたならば、また報告させていただければと思います。

○千葉進委員 わかりました。きょう見ただけなので、まだまだいろいろ聞きたいことがあるのですけれども、インクルーシブという形でのこういういろいろなものが出されたところ、ぜひいい方向に持っていつてもらえればと思うのです。ただ一つ非常に気になっているのが5ページの達成状況で、ア、イ、ウ、エとあるのですが、イの表5、特別支援学級が研修会を実施した市町村ということで、平成24年度0%を100%の目標とあります。

同じように 16 ページに多様なニーズというところで、目指す姿の後の進捗状況の確認指標でも特別支援学校の公開授業研究会、新規で 350 名とあります。今までにも、小西和子委員が公開授業による職員の多忙化というのを随分言われていて、問題提起されていたわけです。今回この特別支援教育ということで、先ほど私も言いましたけれども、教職員が研修しなければいけないのは重々わかっています。ただ、それでいながらこういう研究会を公開でやるという形で、教職員の多忙化をまたふやすのかという部分とギャップがあるわけです。そういったところの調整をどうやっていくのか、そこは非常に期待して質問させていただきたい。

○佐藤特別支援教育課長 特別支援学校の公開研究会につきましては、実際にはこれまでも公開研修会等を行ってきておりますし、また公開とは銘打たなくても、近隣の小中学校に案内をして、授業を参観していただく取り組みをしてきております。このプランに記しました授業公開研究会につきましては、その延長線上というところで今まで行ってきたものを拡大するのではなくて、ふだんの授業を近隣の小中学校の先生方に見ていただくことで進めていきたいと考えております。

○千葉進委員 最後にします。そういう面で、それこそ学校に講習会があるような形の中で、いつでも来てくださいと。特にそのためにどうのこうのしなさい、あるいは授業はそんなのを用意しなさいという形ではなく、ふだんやっている姿を見てもらって、そしてそれこそが本当にこうなのだというふうに思えるような形でやっていただきたい。そのための授業をつくる、あるいは模擬授業をする、さらには会場づくりをどうのこうのという形でやるのではなく、ぜひそのままの姿を見てもらって、学校を公開するというような形で、教職員にも理解を求めながら進めていただきたいと思いますので、そこはよろしく願いいたします。終わります。

○斉藤信委員 私は 21 ページの特別支援学校整備計画の策定と推進について伺います。いよいよ特別支援学校の整備計画を策定するというところで、ここでは 2020 年度までに整備計画を策定するということですね。どういう中身で検討されているのか、プロセスを示してください。

○佐藤特別支援教育課長 特別支援学校の環境整備計画につきましては平成 31 年度から 2 年間をかけて策定をいたしまして、2021 年度から実施していくというものになっております。具体的な中身につきましては、これまで特別支援学校が整備されていなかった地域、あるいは市町村から要請があった地域、それから子供たちの状況等、地域の実情等を勘案しながら、必要な計画を策定していくところでございます。

○斉藤信委員 釜石祥雲支援学校もあれこれ整備が決まって、そして盛岡となん支援学校も整備されるということで、十分な計画はなかったけれども、こういう形でこの間整備が進んできたということは私は評価したいと思います。現段階で、特別支援学校が整備されていない地域、要望がある地域、検討対象になるところはどこなのでしょう。

もう一つ、その下に地域に根差す特別支援学校分教室の運用とあって、これは 2019 年度

から地域型特別支援学校分教室の検討が始まって、2021年度からこの分教室の運用開始となっていますが、この中身をあわせて示してください。

○佐藤特別支援教育課長 特別支援学校の整備計画の具体的な検討課題につきましては、教室不足の解消に向けた取り組みというところに関連いたしまして、県北地域あるいは花巻、北上地域における特別支援教育の充実を図る方向で検討させていただければと思います。

続きまして、地域に根ざした分教室の基本的な考え方についてでございますが、本県においてはインクルーシブ教育システムのモデルといたしまして、地域の小中学校の空き教室を活用し、知的障がいを中心に受け入れる県立特別支援学校の分教室を設置し、遠距離通学の解消と、地域で共に学び共に育つ教育の実践を目指しながら、一関市の千厩小、中学校、遠野小、中学校、北上南小、中学校、二戸市の石切所小学校、福岡中学校、福岡工業高校に設置しております。

今後につきましては、市町村教育委員会や設置小中学校の御理解と御協力をいただきながら、特別支援学校教員が小中学校、義務教育学校の教員と日常的にかかわり合う中で、子供たち同士が日常的にかかわり合いながらそれぞれの教育活動の充実につなげていく取り組みを広げてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 花巻、北上地域ということがありました。これは北上地域への高等部の設置の検討と受けとめていいのか。

○佐藤特別支援教育課長 これまでも市町村からの要望等を踏まえながらというところを進めていくことを想定しております。ただ現段階で、どこの地域というところを特定、あるいは特別支援学校を設置するというところについては、回答を控えさせていただきたいと思います。繰り返しになりますが、地域の実情、それから要望、そして特別支援教育の充実に資するものとなるような形で、特別支援学校の整備計画を進めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 実はいわて県民計画に当初はあって、途中でなくなったのが教室不足数解消の計画でした。なぜなくなったのか、あれはなくさなくてよかったのではないかと思うのだけれども、現状を含めて教室不足数が今どうなっていて、どういう解消の計画を持っているのか示してください。

○佐藤特別支援教育課長 平成30年10月現在の特別支援学校の教室不足数につきましては6校、54教室となっております。この解消につきましては、来年度開校する盛岡ひがし支援学校、それから時期は多少おくれるわけですが、釜石祥雲支援学校の新築移転、そして今年度は、前沢明峰、宮古恵風支援学校の作業棟の増築等を持ちまして解消を図っていきたいと思います。

また、そのほかの教室不足等の解消につきましては、先ほどお話しした特別支援学校の教育環境整備等の計画等の中にも、教室不足についての取り組みを盛り込みながら進めていければと考えております。

○齊藤信委員 54 教室で、何校と言いましたか。

○佐藤特別支援教育課長 6 校です。

○齊藤信委員 6 校、54 教室ね。6 校、54 教室は、この 5 カ年計画の中では解消されるという計画ですか。

○佐藤特別支援教育課長 特別支援学校環境整備計画はまだ策定前でございますので、具体的な数字は盛り込むことができないところは御理解いただきたいと思います。児童生徒の障がいの状況等によって、年度ごとの入学者数の変動が大きいこと、それから環境整備計画の中で、例えば広域を対象とした高等部の設置学科あるいはコース、普通科を設置するか、あるいは職業科を設置するかによっても入学者数が大きく左右されることから大きな指標を設定することを見送ったところでございます。特別支援学校の環境整備につきましては、現在取り組んでいる釜石祥雲支援学校の新築移転等に確実に取り組むとともに、児童生徒の動向、それから地域の実情を踏まえながら、教室不足の解消などに取り組み、特別支援教育の充実を図っていきたいと考えております。

○齊藤信委員 教室不足数の問題はこの委員会でも何度も議論になって、一度はいわて県民計画の素案ですか、中間案までは不足数の解消が出ていたのですね。それが、いわて県民計画からも消え、この特別支援教育推進プランにも明記されないというのは、私はおかしいと思います。いろいろな変動があるといっても 5 年計画なのだから、年間の変動があったとしても、では 5 年間で、基本的に 54 教室が解消するのかなのか、教室不足数というのは今の特別支援教育の中でも一番切実な課題と言ってもいいですよ。それを示さなかったら、一番肝心なことがないことになるのではないのでしょうか。それはいかがなものか。

それで、盛岡ひがし支援学校が創設される、釜石祥雲支援学校が新築整備されて、前沢明峰支援学校は増築だと、ここで何教室が新たに確保されるのですか。

○佐藤特別支援教育課長 現在その 3 校の整備にかかわりまして、54 教室のところは 29 教室になる見込みとなっております。

○齊藤信委員 この 3 校が整備されることによって、54 教室の不足が 29 教室になるということですね。だったら、そう書いたらいいではないですか。特別支援学校整備計画というのでも策定されるわけだから、具体的に解決が求められている課題を書かないというのは、私は本当に魂が入らない計画になるのではないかと思います。聞けば出てくるような回答ではだめですよ。この計画を見ればわかるものにしなかったら、誰のための計画なのかと私は思います。

それでもう一つ、2 月に一関市教育委員会に行って、一関市の特別支援教育の取り組みについて聞いてまいりました。特別支援の対象児童生徒がふえていると、これは全県的な特徴だと思いますけれどもね、このふえている要因は何なのかと、現段階でどう研究、検討されているのかが第 1 点。

あと一関市は、そういう中で、就学前、小学校、中学校という形で、一人一人のカルテ

というのでしょうか、そういうものをきちっと整備をしておいていないというお話でありました。大変緻密なとか丁寧な取り組みをしているなど。そういう中で、これは小中ですけれども、独自に54人ですか、特別支援員を配置してフォローしているのですね。ところが、学校の要望というのはとんでもなく多いのです。学校でどのぐらい必要ですかと言ったら、今正確にわからないのですけれども200、300を超えていたような感じがするのです。いわば現場がそのぐらい、先生をフォローして個別にそういう生徒を見るような支援が必要だとなっているのです。8ページの特別支援教育支援員の配置ということで、高等学校は37校に38名の特別支援員の配置をいたしました。そして、表9は何かかという、特別支援教育の委員会を開催した高等学校の割合というので、5カ年計画の中にこの特別支援教育支援員の配置という計画も示されていないのではないのでしょうか。高校の場合はどのぐらい必要なのか。要望というのを把握しているのでしょうか。そして、そういう支援員の配置をどういう形で、この5年間の計画の中で進めようとしているか示してください。

○佐藤特別支援教育課長 20ページにあります高等学校等における教育諸条件の充実に、特別支援教育支援員等の総合的観点による配置というところで示しております。高等学校における特別支援教育支援員の配置につきましては、各学校の希望等をとりながら、教育委員会のところで調整しながら配置をしている状況でございます。

○斉藤信委員 20ページに特別支援教育支援員の配置と1行書いていますよ。計画なのだから、今配置されている数は書かれているわけですよ。これをふやす計画なのかがわからないと、これでは計画にならないのではないですか。私がさっき紹介したところでは37校に38名配置したとなっているのです。配置しているのに、配置しますと書いたって、何の計画にもならないわけです。5年間でそれをふやす計画なのかどうなのかをきちんと明記しないと計画にならない、少なくとも現状を改革するような計画にはならないのではないかと。

まとめて最後の質問ですけれども、ここでも議論がありました、普通高校の通級指導、紫波総合高校が一つのモデル校として取り組まれたが、これはどういう形で取り組まれたのか。来年度は前沢高校もそうなる、前沢高校はどういう形で取り組むのか。前沢高校は、今2学級維持ということで必死で頑張っているのだけれども、この2学級のあり方も含めて通級指導の取り組みは来年度、今まで紫波総合高校でどう取り組まれ、来年度前沢高校ではどう取り組まれる計画なのかを示してください。

○佐藤特別支援教育課長 高等学校における特別支援教育支援員の配置につきましては、先ほどお話をしたとおりの希望する学校につきまして人員を配置するというところで進めていきたいと思っております。

続きまして、高等学校における通級による指導の具体につきましては、先ほどお話をしたとおりの、紫波総合高等学校の取り組みにつきましては、1年生のときに全員がソーシャルスキルの基礎を履修いたしまして、2年生、3年生になりましたらソーシャルスキル2、それから3ということで、個別に対応をするという取り組みになっております。また前沢

高等学校につきましては、まだ具体的な計画というところにはいっておりませんが、通常の教育課程に足す形で、その指導を行うことにする計画となっております。

○城内よしひこ委員長 質疑の途中ではありますが、暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開いたします。

午後5時を過ぎましたので、あす再度委員会を開催し、審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、あす3月20日午前10時から委員会を開催しますので、当委員会室に参集くださるようお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。